

回覧

鰐 総 号 外
令和8年1月22日

町 民 各 位

大鰐町長 山 田 年 伸
(公印省略)

大鰐町豪雪対策本部の設置について

日頃から、町防災行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当町は、雪害から町民の生命と財産、日頃の暮らしを守っていくため、令和8年1月21日（水）午前11時に大鰐町豪雪対策本部を設置いたしました。

町では、

- 1) 道路の除排雪（通勤通学路の確保）
- 2) りんごの枝折れやハウスの倒壊予防
- 3) 防火水槽、消火栓の確保

を強化してまいります。

そのほか、詳しい取り組みについては、本紙をご覧ください。

【問い合わせ先】

大鰐町豪雪対策本部 事務局
(大鰐町総務課 消防防災係)
電話：0172-48-2111

■除雪作業にご協力を

●問い合わせ先：建設課土木係 55-6594

- (1) 除雪作業は、交通渋滞を避けるために深夜から早朝にかけて行っております。騒音振動等でご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。
- (2) 道路の除雪作業は町民の皆様のご協力のもとに成り立っております。残された雪は、各家庭で除雪してくださるようお願いします。なお、残された雪や宅地内の雪は道路へ搬出しないでください。(交通障害や交通事故の原因となりますので絶対やめてください。)
- (3) 作業中の除雪車両には絶対近寄らないでください。また、交通障害や事故防止のため、路上駐車はやめてください。

■流・融雪溝の利用について

●問い合わせ先：建設課土木係 55-6594

- (1) 流・融雪溝の利用者が蓋を開けたままにして、これに歩行者がつまずいたり落ちたりしてケガ等をした場合には利用者の責任となりますので注意して利用してください。
- (2) 正しい利用方法をせずに蓋等が損傷した場合は、利用者の自己負担となることもありますので大切に利用してください。また、投雪は一斉に行うと雪詰まりの原因にもなりますので、地域で投雪時間等を調整してご利用ください。

■雪置場の利用について

●問い合わせ先：建設課土木係 55-6594

- (1) 雪置場は旧サーフプール駐車場内に設置しています。
- (2) 自然環境を守るためゴミは持ち込まないでください。
- (3) 雪を置く際は、奥から順に詰めて置いてください。
- (4) 期間：12月～3月中旬頃（予定）
- (5) 時間：8時から17時まで

■落雪に注意を

●問い合わせ先：建設課土木係 55-6594

- (1) 歩行者は屋根雪の落雪に十分気を付けましょう。
- (2) 家屋所有者（空き家含む）は雪による事故等が発生しないよう適切な管理をお願いします。

■家庭での除雪作業中の事故防止について

●問い合わせ先：総務課消防防災係 48-2111

- (1) できるだけ複数人で作業しましょう。
 - ・ 事故に備えて2人以上で作業をしましょう。また、携帯電話等を持参しましょう。
- (2) 安全な装備で作業しましょう。
 - ・ ヘルメットを着用するなど、安全な装備で作業しましょう。
- (3) 屋根雪を下すときは注意しましょう。
 - ・ 屋根に上るときは、命綱・安全帯を使い、転落防止のため、はしごをしっかりと固定しましょう。
 - ・ はしごの昇り降りの際は、はしごを他の人にしっかりと支えてもらいましょう。
- (4) 除雪機を使うときは注意しましょう。
 - ・ 除雪機を使うときは、必ず取扱説明書をよく読み、正しく使いましょう。
 - ・ 雪詰まりを取り除くときは、必ずエンジンを停止し、回転部が完全に停止してから雪かき棒を使用しましょう。
 - ・ 回転部に近づくときは、必ずエンジンを停止し、回転部が完全に停止してから作業しましょう。
- (5) 無理な作業はやめましょう。
 - ・ 除雪作業は重労働です。万全な体調で行いましょう。また、十分に休憩を取りましょう。
- (6) 屋根雪のゆるみに注意しましょう。
 - ・ 暖かい日の午後は特に注意しましょう。また、軒下での作業はなるべく避けましょう。

■通学路での事故防止について

●問い合わせ先：教育委員会学務生涯学習課 48-3201

- (1) 屋根、電柱等からの雪や氷の落下に十分注意しながら通行しましょう。
また、屋根雪やつららで遊ばないようにしましょう。
- (2) 道幅が大変狭くなっていますので、広がって歩かないように注意しましょう。
- (3) 道路脇の雪の壁が高くなり見通しが悪いので、道路の出入り口や交差点では十分注意しましょう。
- (4) 除雪によってできた雪山や、排雪場所で遊ばないようにしましょう。

■りんご等果樹及び農業用りんごハウスの雪害防止について

●問い合わせ先：農林課農政農務係 55-6574

- (1) りんご等果樹
 - ・ 降雪の際は、まだ雪が新しく軽いうちに樹上の雪下ろしを行い、雪に埋もれた枝先を抜き上げましょう。
 - ・ 剪定予定の枝で雪の沈下によって折れそうな場合は、早めに切り取り、直ちに切り口にバッチレートを塗布しましょう。
- (2) 水稲・野菜・花き等のハウス
 - ・ ハウス内の暖房で落雪を促すとともに、側面に積もった雪は速やかに除排雪しましょう。
 - ・ ハウスが破損した場合は、速やかに補修しましょう。

■水道管凍結にご注意ください

●問い合わせ先：久吉ダム水道企業団 48-2229

- (1) 水道管の凍結について
 - ・ 水道管が凍結した場合、凍結部分（蛇口等）にタオルや布などを巻き、ぬるま湯をゆっくりと繰り返し掛け融かしてください。それでも水が出ないときは、指定給水装置工事業者をご利用ください。
※指定給水装置工事業者は、久吉ダム水道企業団ホームページをご覧ください。
※凍結解除後の修理費は、自己負担になります。
- (2) 冬期間における、水抜き栓の閉め忘れなどによる水道管の凍結には、十分注意しましょう。

有権者各位

大鰐町選挙管理委員会

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行について（お知らせ）

1 投票日

令和8年2月8日（日）

投票時間 午前7時から午後8時まで
[公示日 令和8年1月27日（火）]



2 開票の日時・場所

- (1) 日 時 令和8年2月8日（日）午後8時50分（即日開票）
(2) 場 所 大鰐町中央公民館 4階 集会室

3 投票について

衆議院議員総選挙では、3種類の投票を行うことになります。

- ①衆議院小選挙区選出議員選挙（あさぎ色（水色）に黒刷り）
②衆議院比例代表選出議員選挙（ピンク色に黒刷り）
③最高裁判所裁判官国民審査（うぐいす色に黒刷り）
※カッコ内は投票用紙の紙色です。

4 大鰐町で投票できる方

年齢満18歳以上（平成20年2月9日以前生まれ）の方で、令和7年10月26日までに大鰐町で住民票作成又は転入届出をした方

投票所入場券（はがき）について

入場券は、公示日（1月27日（火））から順次郵送されます。投票の際は、入場券を持参してください。なお、入場券を紛失した場合は、持参しなくとも本人確認後に投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。

5 車いす等で介助が必要な方は

投票所では、車いすの方が投票しやすいよう、車いす用の記載台も備付けてあり、付添人や介助人の方も、選挙人とご一緒に投票所に入ることができます。

また、スロープの無い投票所では、係員が介助いたしますので、係員までお申し出ください。

6 候補者の氏名が記載できない方は（代理記載）

目の不自由な方、又は病気やけがなどで候補者の氏名等が記載できない方は、係員に代理で投票用紙に記載させることができますので、係員に代理記載を希望する旨をお申し出ください。

※付添人や介助人の方は代理記載できません。

7 投票区、投票所

投票区	区域	投票場所
第1投票区	大鰐4～10町内（大鰐7Cを除く）	大鰐町中央公民館
第2 ノ	蔵館全町内	大鰐町大湯会館
第3 ノ	居土、折紙	居土多目的集会センター
第4 ノ	長峰、九十九森	長峰多目的研修センター
第5 ノ	唐牛	唐牛構造改善センター
第6 ノ	元長峰	元長峰多目的集会センター
第7 ノ	駒木	駒木農家高齢者創作館
第8 ノ	早瀬野	早瀬野多目的集会センター
第9 ノ	高野新田	高野新田多目的集会センター
第10 ノ	島田	森林浴交流センターしまだ
第11 ノ	宿川原	宿川原生活改善センター
第12 ノ	虹貝、大鰐7C	虹貝コミュニティセンター
第13 ノ	三ツ目内	三ツ目内生活改善センター
第14 ノ	虹貝新田	虹貝新田へき地保健福祉館
第15 ノ	森山	森山多目的研修センター
第16 ノ	八幡館、鮫石	八幡館社会福祉館
第17 ノ	苦木	苦木多目的集会センター
第18 ノ	大鰐1～3町内	湯野川原社会福祉館
第19 ノ	駒ノ台、日の出、前田ノ沢	駒の台へき地保健福祉館

8 期日前投票

投票日当日、仕事や用事等のため投票所で投票することができない見込みの方は、期日前投票を行うことができます。

- (1) 期間 衆議院総選挙：令和8年1月28日（水）～2月7日（土）
国民審査：令和8年2月1日（日）～2月7日（土）

注意：1月28日から1月31日までの間は国民審査の期日前投票はできません。

- (2) 時間 午前8時30分から午後8時まで
(3) 場所 大鰐町役場 第1会議室

9 不在者投票

投票日当日、仕事等で他の市町村に滞在中、又は指定病院、老人ホーム等に入院・入所中等のため投票所で投票することができない見込みの方は、不在者投票の請求をすることができます。

- (1) 請求期限 令和8年2月7日（土）必着
(2) 請求先 大鰐町選挙管理委員会（大鰐町役場 第1会議室）

※親族等が代理人となり請求することもできます。

※投票期間は、期日前投票と同様です。

詳しくは・・・

選挙に関する詳細につきましては、町選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

あなたの熱い思いを投票箱の中へ。棄権せず投票しましょう。

令和8年度大鰐町非常勤職員募集案内

次のとおり非常勤職員を募集しています。

1 募集内容

(1) 事務補助員 2名

- ①任用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
 ②勤務場所 大鰐町役場（大鰐町大字大鰐字羽黒館5番地3）又は
 大鰐財産区事務所（大鰐町大字大鰐字大鰐59番地1 若松会館内）など
 ③勤務内容 一般事務、電話対応、来客対応、書類作成等
 ④必要な資格等 不問
 ⑤勤務時間等 8時15分から17時まで（休憩時間は12時から13時まで）
 時間外勤務及び休日勤務有り
 ⑥休日 土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
 ⑦給料・手当 月額198,200円、通勤手当、期末手当、勤勉手当

(2) 保健師 1名

- ①任用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
 ②勤務場所 大鰐町役場住民生活課（大鰐町大字大鰐字羽黒館5番地3）
 ③勤務内容 国民健康保険の保健事業に係る一般事務、電話対応、来客対応、書類作成等
 保健師
 ④必要な資格等 不問
 ⑤勤務時間等 8時15分から17時まで（休憩時間は12時から13時まで）
 時間外勤務及び休日勤務有り
 ⑥休日 土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
 ⑦給料・手当等 月額266,900円、通勤手当、期末手当、勤勉手当

(3) 教育支援員 2名

- ①任用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
 ②勤務場所 大鰐小学校（大鰐町大字大鰐字羽黒館54）又は
 大鰐中学校（大鰐町大字虹貝字篠塚24番地1）
 ③勤務内容 特別な支援を要する児童生徒の学校生活及び学習活動の支援等
 ④必要な資格等 不問 ※教育職員免許状を有していると尚良い
 ⑤勤務時間等 7時55分から16時25分まで（休憩時間45分）、時間外勤務及び休日勤務有り
 土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
 ※学校の長期休業期間は勤務日の調整有り
 ⑥休日 ⑦報酬・手当等 日額9,438円、通勤に係る費用弁償、期末手当、勤勉手当

(4) 調理員 1名

- ①任用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
 ②勤務場所 大鰐町学校給食センター（大鰐町大字虹貝字篠塚24番地1）
 学校給食の調理、洗浄作業等
 ③勤務内容 不問 ※調理師免許を有していると尚良い
 ④必要な資格等 8時15分から17時まで（休憩時間60分）、時間外勤務及び休日勤務有り
 土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
 ※学校の長期休業期間は勤務日の調整有り
 ⑤勤務時間等 ⑥休日 日額9,438円、通勤に係る費用弁償、期末手当、勤勉手当

- ※ 勤務成績等の評価が良好の場合、任用期間満了後、再度任用する可能性があります。
- ※ 勤務日の変更を要する場合は相談に応じます。変更した場合の給料等の勤務条件は上記とは異なります。
- ※ 給料等の額については、職務経験等を考慮して決定します。
- ※ 勤務条件により、年次有給休暇、忌引休暇等があります。
- ※ 勤務条件により、健康保険、年金保険、労災保険及び雇用保険等が適用されます。
- ※ 採用時は全て条件付採用とし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

2 欠格事由

次のいずれかに該当する方は、申込みできません。

- (1) 日本国籍を有しない方
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- (3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

3 申込み

(1) 申込方法

大鷲町非常勤職員申込書を下記 URL からダウンロードし、郵送で提出してください。

<http://www.town.owani.lg.jp/gyousei/saiyou/index.html>

※申込書は、総務課でも取得できます。

(2) 申込先

〒038-0211 大鷲町大字大鷲字羽黒館5番地3

大鷲町総務課 職員採用担当 宛

(3) 募集締切日

令和8年2月16日（月）

※締切日までに到着したものに限り受け付けます。

4 選考

(1) 選考方法

書類審査後、面接による選考を行います。日時や場所については、後日通知します。

(2) 選考結果

合否の決定後、書面により通知します。

5 問合せ先

(1) 募集全般について

大鷲町総務課人事行政係

TEL：0172-48-2111（内線118）

(2) 事務補助員の勤務条件・業務内容について

大鷲町総務課

TEL：0172-48-2111（内線112）

(3) 保健師の勤務条件・業務内容について

大鷲町住民生活課

TEL：0172-55-6563（内線341）

(4) 教育支援員の勤務条件・業務内容について

大鷲町教育委員会

TEL：0172-48-3201

(5) 調理員の勤務条件・業務内容について

大鷲町学校給食センター

TEL：0172-48-2359

The 80th JAPAN GAMES

2026
AOMORI

「冬季国スポ」はじまる
熱い声援を届けよう!

観戦無料

事前申込不要

青の煌めきあおもり国スポ冬季大会

スケート競技会・アイスホッケー競技会・スキーカーリング

会期：2026年1月31日土→2月17日火

会場：八戸市・三沢市・大鰐町・秋田県鹿角市



公式HP



公式アプリ



国スポ
チャンネル

#2026AOMORI国スポ障スポ

国スポ・障スポって、どんな大会? (2026AOMORIはここからスタート!)

毎年、開かれてきた国民スポーツ大会(国スポ)が、いよいよ青森県で開催されます。

2026年は冬季大会と本大会の両方を県内で行う初の「完全国スポ」で、「昭和100年記念大会」として1月の冬季大会から10月の本大会・障スポ(全国障害者スポーツ大会)まで、104の競技が県内40市町村と県外3市町で行われます。

全国のトップアスリートの熱戦を、身近な会場で応援できるチャンスです。



冬季大会 会期・会場案内

スケート

ショートトラック



1/31(土)-2/1(日)

会場 三沢アイスアリーナ(三沢市)

みどり 接近戦のスリルと駆け引き。ショートトラックでの集団滑走。抜きつ抜かれつの攻防に注目!

フィギュア



1/31(土)-2/3(火)

会場 FLAT HACHINOHE(八戸市)

みどり 音楽とともに舞う氷上の芸術。ジャンプやスピiningのほか演技全体の表現美に注目!

スピード



2/5(木)-2/8(日)

会場 YSアリーナ八戸(八戸市)

みどり 氷上で駆け抜ける選手を間に見れば、想像以上のスピードに驚愕!迫力のラストスパートに注目!

アイスホッケー

2/4(水)-2/8(日)

会場 テクノルアイスパーク八戸(八戸市)
FLAT HACHINOHE(八戸市)
三沢アイスアリーナ(三沢市)

みどり 氷上の格闘技、スピードとパワーの激突。バックを追いゴールを狙う迫力の攻防に注目!

スキー

ジャイアントスラローム



2/15(日)-2/17(火)

会場 大鰐温泉スキー場(大鰐町)

みどり 旗門を通過しながら滑り降りるスピードと技の勝負。雪上のF1とも呼ばれるダイナミックさに注目!

クロスカントリー



2/15(日)-2/17(火)

会場 青森あじやらクロスカントリーコース(大鰐町)

みどり 雪原や林間を滑る長距離レース。大自然と一緒に持久力の戦いに注目!

スペシャルジャンプ



2/15(日)

会場 花輪スキー場(秋田県鹿角市)

みどり 空を飛ぶ一瞬にある技と美しさ。飛距離と空中姿勢の美しさ。ジャンプ台を飛び出す瞬間に注目!

コンバインド



2/16(火)

会場 花輪スキー場(秋田県鹿角市)

みどり ジャンプとクロスカントリーを組み合わせた競技。脚力や体力など、選手の総合力に注目!

競技観戦はすべて無料です。事前申込は不要で、どなたでもご覧いただけます。

競技会場のアクセス・駐車場・シャトルバスなどの詳細情報は、各市町実行委員会のホームページ等でご確認ください。

八戸市

- FLAT HACHINOHE
- YSアリーナ八戸
- テクノルアイスパーク八戸

TEL.0178-43-9569

八戸市 国スポ



三沢市

- 三沢アイスアリーナ

TEL.0176-53-5111

三沢市 国スポ

大鰐町

- 大鰐温泉スキー場
- 青森あじやらクロスカントリーコース

TEL.0172-88-6035

大鰐町 国スポ



会場で観戦しよう!

みんなで応援しよう!



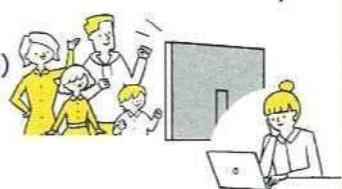
- 応援したい競技の日程と会場を確認
- ↓
- アクセスや駐車場情報を確認
- ↓
- 防寒対策をしていざ出発!

各競技の入場方法や最新の観戦情報など詳しくは大会HPで確認してください



会場に行けなくても観戦できる!

ネット配信(国スポチャンネル)などで、競技情報をチェックしてみよう!



公式HP



公式アプリ



国スポ
チャンネル



お問い合わせ

青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スキー競技会青森県実行委員会 TEL.017-734-9183

青の煌めきあおもり国スポ冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会 TEL.0178-43-9569

第80回国民スポーツ大会冬季大会 スキー競技会開催のお知らせ

- ・開催日:2026年2月14日(土)～17日(火)
 - ・会場:大鰐温泉スキー場、青森あじやらの森クロスカントリーコース(ラグビー場)
 - ・競技:ジャイアントスラローム(GS)・クロスカントリー(CC)
■大会に関する問合せ先 全国スキー大会準備室 ☎88-6035

競技会場駐車場の規制・お願いについて

観戦を希望される方への ご案内

●駐車場規制期間(GS)

2月13日(金)～17日(火)

●駐車場規制期間(CC)

2月12日(木)～17日(火)

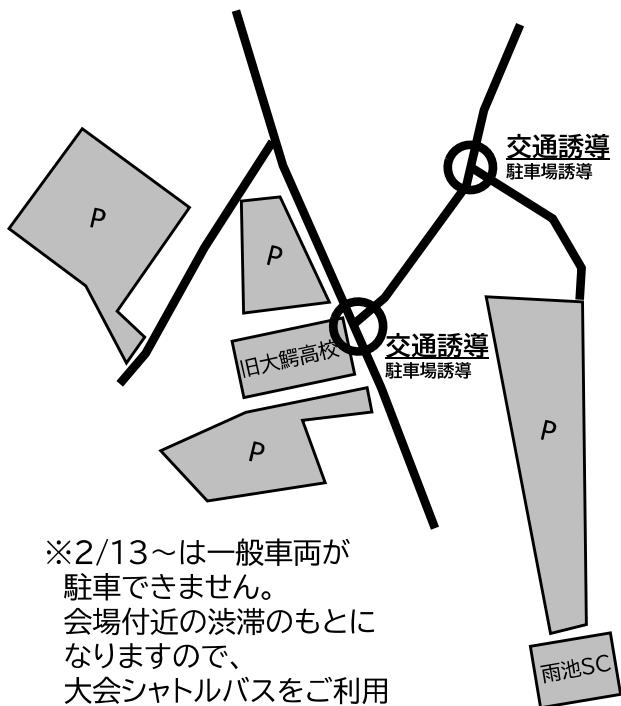
上記の期間中は、競技会場周辺において混雑が予想されます。

また、競技会場周辺の駐車場は、一般観客の方はご利用できません。

大会の円滑な運営のため、
ご理解とご協力をお願ひいたします。

GS会場 周辺図

※交通誘導中でも、通常の通行は可能です。
ただし、混雑時は渋滞が発生する可能性があります。



※2/13～は一般車両が
駐車できません。
会場付近の渋滞のもとに
なりますので、
大会シャトルバスをご利用
ください。

CC会場
周辺図

※交通誘導中でも、
通常の通行は可能です。
ただし、混雑時は渋滞が
発生する可能性があります。

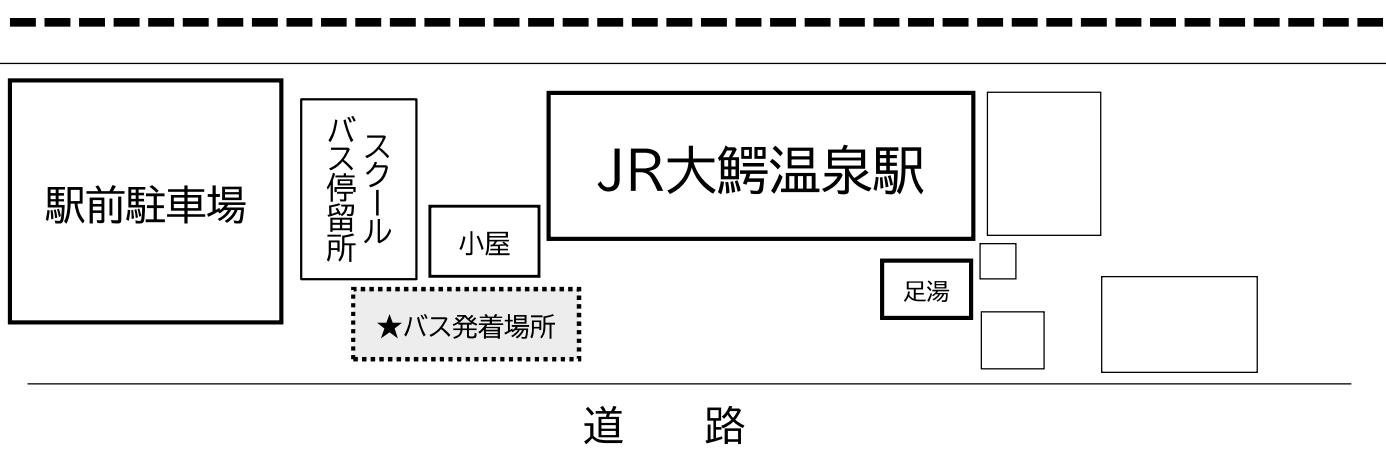
※2/12～一般車両は
駐車できません。
会場付近の渋滞のもとに
なりますので、
大会シャトルバスをご利用
ください。

大会シャトルバスの運行について

- ・運行期間:2026年2月15日(日)～17日(火)
- ・発着場所:JR大鰐温泉駅前
ジャイアントスラローム(GS)会場・クロスカントリー(CC)会場行きの
2方面編成

大会シャトルバスを利用予定の方々へ

大鰐温泉駅前の駐車場の混雑が予想されますので、公共交通機関(町民の皆さまはデマンドバス)を利用して駅前までお越しください。



GS会場行き

○始発便
8:00 JR大鰐温泉駅発

(約30分間隔で運行)

○最終便
2/15～16
15:40 雨池スキーコミュニティセンター発
2/17
13:50 雨池スキーコミュニティセンター発

CC会場行き

○始発便
8:00 JR大鰐温泉駅発

(約30分間隔で運行)

○最終便
15:45 わんぱく広場駐車場発

■大会シャトルバスに関する問合せ先
青の煌めきあおもり国スポーツ冬季大会
スキージャンプ競技会青森県実行委員会事務局
☎017-734-9183

■デマンドバスに関する問合せ先
企画観光課 ☎55-6561

弘南鉄道株式会社からのお知らせ

令和8年2月1日

列車時刻変更いたします。

列車時刻変更について

◆列車時刻の変更は弘南鉄道大鰐線になります。

◆列車時刻の変更は令和8年2月1日の始発列車から実施いたします。

※令和8年2月1日からの列車時刻表になります。

大 鰐 ゆき				
列車番号 (編成数)	2 〔普通〕 2	4 〔普通〕 2	6 〔普通〕 2	8 〔普通〕 2
中央 弘前	6:40	7:43	8:30	9:30
弘高下	6:42	7:45	8:32	9:32
弘前学院大前	6:45	7:48	8:35	9:35
聖愛中高前	6:47	7:50	8:37	9:37
千年	6:50	7:53	8:40	9:40
小栗山	6:52	7:55	8:42	9:42
松木平	6:54	7:57	8:44	9:44
津軽大沢	6:58	8:01	8:48	9:48
義塾高校前	7:00	8:03	8:50	9:50
石川	7:05	8:06	8:53	9:53
石川プール前	7:08	8:09	8:56	9:56
鯖石	7:10	8:11	8:58	9:58
宿川原	7:13	8:14	9:01	10:01
大鰐	7:16	8:17	9:04	10:04

これ以降 終電まで変更なし

中央 弘前 ゆき				
列車番号 (編成数)	1 〔普通〕 2	3 〔普通〕 2	5 〔普通〕 2	7 〔普通〕 2
大鰐	6:55	7:20	8:30	9:30
宿川原	6:57	7:22	8:32	9:32
鯖石	7:00	7:25	8:35	9:35
石川プール前	7:02	7:27	8:37	9:37
石川	7:05	7:30	8:40	9:40
義塾高校前	7:08	7:33	8:43	9:43
津軽大沢	7:11	7:36	8:47	9:47
松木平	7:14	7:39	8:51	9:51
小栗山	7:17	7:42	8:53	9:53
千年	7:18	7:43	8:55	9:55
聖愛中高前	7:21	7:46	8:58	9:58
弘前学院大前	7:23	7:48	9:00	10:00
弘高下	7:26	7:51	9:02	10:02
中央 弘前	7:28	7:53	9:05	10:05

これ以降 終電まで変更なし

一覽



大鰐 湯の街 華の街 スナックママカード 第2弾

泉郷には
レトロで懐かしさ感じ
るスナックが数多く残
っています。
「ママカードちょう
だい」の一言だけ。

くから多く
くの湯治
客が訪れ
ました。
そんな古
き良き温

800年以上の歴史を
もつ大鰐温泉は、津軽

内、ママの飛び交う店
津軽弁の飛び交う店
人情深い常連さんたち

参加店舗一覧

1. 喫茶Tea俱楽部
2. From O
3. ケルン
4. 宴
5. スナック千明
6. スナック黒姫
7. スナックあゆ
8. カラオケスナックJun's
9. 居酒屋 すまいる
10. 居酒屋 暖
11. スナックフローラ
12. スナックわらべ
13. スナックふるさと
14. 軽食喫茶シーサイド

カードの取得方法

欲しいカードの店舗で
「ママカードちょうだい」とママに一声かけるとカードをもらえます。その際は食事やドリンクの注文もお忘れなく！

※令和8年1月30日(金)から開始し、在庫限りで終了となります。

キャンペーン

今和8年1月30日から3月15日までの期間中、カードを5種類集めると、先着50名様限定で大鰐町特産品セット(約2,000円相当)と交換できます。
交換は大鰐町地域交流センター「鰐come」にて！

リアカード

同じカードを3枚集めるとその店のリアカードを1枚GET!!

交換は集めたカードの店舗で出来ます。
リアカードの内容は見てからの楽しみ♪

※第1弾のカードは交換できません。
※一度提示したカードは、再度提示できません。



お問合せ先 大鰐町企画観光課 観光商工係

TEL:0172-55-6561 MAIL:syokoh@town.owani.lg.jp

主催:大鰐町・大鰐温泉商店会 協力:青森県観光政策課



TOWN_OWANI_OFFICIAL

大鰐町公式インスタグラム

①喫茶 Tea 倶楽部
「毎日特製お通し 本日の
おすすめ、おいしいよ」
営業時間 14:00～22:00
定休日 每週月曜日
電話番号 0172-47-6323

②From0
「宴会予約承ります」
営業時間 11:00～15:00
18:00～22:00
定休日 毎週水曜日
電話番号 0172-55-9933

③ケルン
「1967年創業!2代目元気に
営業中！」
営業時間 17:00～22:00
定休日 毎週月木日曜日
電話番号 0172-48-2618

④宴
「おいしいくて茶色いおかず
用意します。」
営業時間 17:00～22:00
定休日 毎週水曜日
電話番号 0172-48-4826

⑤スナック千明
「歌の上手なお客様多す
ぎ！！」
営業時間 19:00～24:00
定休日 毎週月曜日
電話番号 0172-48-5626

⑭シーハイル
「ホットする感じです。」
営業時間 10:30～24:00
定休日 第2,4,5日曜日
電話番号 0172-47-5010

⑬スナックふるさと
「団体客はおまかせあれ！！
ミニコンサートもできます
よ！！」
営業時間 18:00～24:00
定休日 不定休

⑫スナックわらべ
「アットホームで気軽に飲めます」
営業時間 17:00～24:00
定休日 毎週日曜日
電話番号 0172-48-4137

⑪スナックフローラ
「いつも笑いの絶えないお店です！カード決済もできますよ！」
営業時間 19:00～25:00
定休日 每週日曜日
電話番号



大鰐 湯の街 華の街 スナックママカード第2弾 マップ

⑩居酒屋 暖
「全席テーブルと椅子です。
足腰の悪い方大歓迎♪」
営業時間 17:00～22:00
定休日 不定休

⑨居酒屋 すまいる
「個室あり。赤ん坊から老いた人まで安心！！」
営業時間 17:00～23:00
定休日 毎週月曜日
電話番号 0172-47-8915

回覧

令和8年1月22日

宿川原地区農業者 各位

大鰐町農林課

農業経営基盤強化促進法第19条第7項に基づく 地域計画の変更に向けた座談会の開催について

日頃より町農業行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年3月に策定いたしました農業経営基盤強化促進法第19条第7項に基づく地域計画について、年に1度変更を行う必要があるため、皆様の御意見を頂戴したいと考えております。

つきましては、下記のとおり座談会を開催いたします。

御多忙中のところ誠に恐縮ですが、今後の地域農業の在り方についての方針を示す計画となるため、座談会への積極的な御参加をお願いいたします。

記

1 開催場所 宿川原生活改善センター

2 開催日時 令和8年1月26日（月） 午後2時

担当：大鰐町農林課 農政農務係

主事 白戸（内線421）

TEL：0172-55-6592（直通）

FAX：0172-47-5000

回覧

令和8年1月22日

三ツ目内地区農業者 各位

大鰐町農林課

農業経営基盤強化促進法第19条第7項に基づく 地域計画の変更に向けた座談会の開催について

日頃より町農業行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年3月に策定いたしました農業経営基盤強化促進法第19条第7項に基づく地域計画について、年に1度変更を行う必要があるため、皆様の御意見を頂戴したいと考えております。

つきましては、下記のとおり座談会を開催いたします。

御多忙中のところ誠に恐縮ですが、今後の地域農業の在り方についての方針を示す計画となるため、座談会への積極的な御参加をお願いいたします。

記

1 開催場所 三ツ目内生活改善センター

2 開催日時 令和8年1月27日（火）午後2時

担当：大鰐町農林課 農政農務係

主事 白戸（内線421）

TEL：0172-55-6592（直通）

FAX：0172-47-5000

回覧

令和8年1月22日

居士・折紙・高野新田地区農業者 各位

大鰐町農林課

農業経営基盤強化促進法第19条第7項に基づく 地域計画の変更に向けた座談会の開催について

日頃より町農業行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年3月に策定いたしました農業経営基盤強化促進法第19条第7項に基づく地域計画について、年に1度変更を行う必要があるため、皆様の御意見を頂戴したいと考えております。

つきましては、下記のとおり座談会を開催いたします。

御多忙中のところ誠に恐縮ですが、今後の地域農業の在り方についての方針を示す計画となるため、座談会への積極的な御参加をお願いいたします。

記

1 開催場所 居士多目的集会センター

2 開催日時 令和8年1月28日（水）午後2時

担当：大鰐町農林課 農政農務係

主事 白戸（内線421）

TEL：0172-55-6592（直通）

FAX：0172-47-5000

回覧

令和8年1月22日

元長峰地区農業者 各位

大鰐町農林課

農業経営基盤強化促進法第19条第7項に基づく 地域計画の変更に向けた座談会の開催について

日頃より町農業行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年3月に策定いたしました農業経営基盤強化促進法第19条第7項に基づく地域計画について、年に1度変更を行う必要があるため、皆様の御意見を頂戴したいと考えております。

つきましては、下記のとおり座談会を開催いたします。

御多忙中のところ誠に恐縮ですが、今後の地域農業の在り方についての方針を示す計画となるため、座談会への積極的な御参加をお願いいたします。

記

1 開催場所 元長峰多目的集会センター

2 開催日時 令和8年1月29日（木）午後2時

担当：大鰐町農林課 農政農務係

主事 白戸（内線421）

TEL：0172-55-6592（直通）

FAX：0172-47-5000

回覧

令和8年1月22日

長峰・九十九森地区農業者 各位

大鰐町農林課

農業経営基盤強化促進法第19条第7項に基づく 地域計画の変更に向けた座談会の開催について

日頃より町農業行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年3月に策定いたしました農業経営基盤強化促進法第19条第7項に基づく地域計画について、年に1度変更を行う必要があるため、皆様の御意見を頂戴したいと考えております。

つきましては、下記のとおり座談会を開催いたします。

御多忙中のところ誠に恐縮ですが、今後の地域農業の在り方についての方針を示す計画となるため、座談会への積極的な御参加をお願いいたします。

記

1 開催場所 長峰多目的集会センター

2 開催日時 令和8年1月30日（金） 午後2時

担当：大鰐町農林課 農政農務係

主事 白戸（内線421）

TEL：0172-55-6592（直通）

FAX：0172-47-5000

令和8年1月22日

「認知症介護家族の集い」を開催します

「認知症介護家族の集い」は認知症の方を介護しているご家族同士でお話ができる集いの場です。日頃の不安や苦労をお話ししたり、介護経験のあるご家族から体験談を聞いたりしながら、気分転換や情報を得ることができます。

今回は、「認知症の人と家族の会」の秋田谷 一様をお呼びし、介護をしている家族の負担軽減、ストレスへの心の持ちよう等について御講演していただくこととしています。「親の介護をしているがストレスの吐き出しが分からぬ」「仕方ないと分かっていてもどうしてもイライラしてしまう」等、日々悩んでいる方はぜひ御参加ください。

集いには認知症疾患医療センター（弘前愛成会病院）の相談員が参加し、ご相談にも対応しています。

事前申し込みが必要ですので、参加を希望される方は下記まで御連絡をお願いいたします。

1 日 時 令和8年2月13日(金)

13時30分～15時

2 場 所 大鰐町総合福祉センター 2階 視聴覚室

3 参加費 無料

4 テーマ つながれば希望が見えてくる
～介護は長距離走～

5 講 師 認知症の人と家族の会

あきたや はじめ
秋田谷 一 氏



【申し込み先】

大鰐町保健福祉課 地域包括支援係 山中
55-6569（直通）

令和7年度 第7回
ふれあいサロン

回覧

～地域の方々とふれあいながら元気になろう～



スポーリ DAY

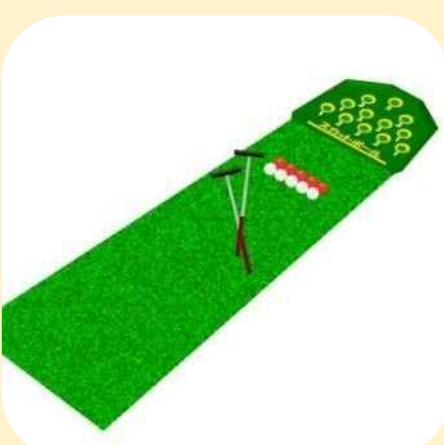
勝敗にこだわらず、体を動かしリフレッシュ！



見るだけ・応援だけの参加もOK 😊
簡単なルールでどなたでも楽しめます



モルック



スカットボール



デッキスティック
ゲーム



★ 参加費 無料 ★ 当日参加 大歓迎

- 開催日時: 令和8年2月20日(金)10時～
- 会場: 総合福祉センター2階遊戯室

ご予約の際、連絡先をお知らせください
お問合せ・ご予約

大鰐町社会福祉協議会 ☎ 47-5151

ふれあいサロンは赤い羽根共同募金が活用されています





大鷲町老人クラブ連合会

晴ればれ通信

【第20号】

発行：令和8年1月21日

◆大鷲町老人クラブ連合会

広報委員会

(町総合福祉センター内)

47-5151

女性部企画!! ウォーキング

9月26日（金）、五所川原市の芦野公園を歩いてきました。芦野公園は、作家の太宰治が遊んでいた、桜の名所でも有名な場所。高速道路を利用してあっという間に到着。薄曇りで、歩くのにちょうど良い気温でした。短いコースをワイワイと話をしながら歩き、飼育されているヒグマを観たり、近くを走っている津軽鉄道を観たりして楽しみました。その後、はくちょう亭で昼食をとり、中泊町の湯らパークに30分ほど寄り、温泉に入ったり、施設を見学。最後に、中泊町博物館に行き、博物館では、30分ほど時間をと

り、各自で自由散策をしました。中泊の歴史を原始・古代・中世・近世・近現代ゾーンの5つに分けた各ゾーンの体験コーナーがありました。駅員になって切符を切って楽しむなどして中泊の歴史に理解を深めました。



大鷲町老連芸能発表会

第24回大鷲町老人クラブ連合会芸能発表会が11月27日（木）に大鷲町総合福祉センターにて行われました。出場者は17組、観覧者は、一般の方を含み、約70名でした。今回は、オープニングステージには、かわいいゲスト、大鷲保育園の園児のみなさんをお呼びしました。保育園児とは思えないくらいの立派な和太鼓演奏に観覧者からは大きな拍手が送られました。司会はお馴染みの熊野寅蔵さん。大いに会場を盛り上げていただきました。出演者の日頃から練習してきた舞踊・歌声にたくさんの拍手、声援が上がっていました。今回も通信カラオケを使用し、大変好評でした。芸能発表の後に津軽甚句（どだればち）を踊り楽しみ、最後は大鷲温泉もやしが当たる抽選会!! 参加された皆さんから「楽しかった」という声が聞かれました。

No.	クラブ名	氏名	人数	演目
1	宿川原	山田たい子	1	歌 津軽海峡冬景色
2	三ツ目内	松たか子	1	歌 新宿そだち
3	蔵館	三上正義	1	匠 ～たくみ～
4	上相生	岩渕照子他	11	歌 ポケない小唄
5	宿川原	山田司	1	歌 若い東京の屋根の下
6	下相生	澤田玲子	1	歌 お岩木山
7	三ツ目内	貴田範子	1	歌 人生いろいろ
8	居土	秋元健治	1	歌 風の坂道
9	九十九森	菊池耐子他	7	踊 元気な白寿
10	下相生	山内千佳子	1	踊 古城
11	宿川原	前田てつ子	1	歌 海峡浪漫
12	蔵館	田中信子	1	歌 いのちの歌
13	蔵館	松井秀雄	1	歌 北の旅人
14	上相生	岩渕照子他	11	踊 アロハオエ
15	下相生	今井美子	1	歌 じょんから女節
16	蔵館	須藤ミエ	1	歌 ここに幸あり
17	三ツ目内	工藤信夫	1	歌 親子じゃないか
18	居土	熊野寅蔵	1	踊 トラジョサンバ
全員で				踊 津軽甚句（どだればち）



(オープニングステージ)



(熱唱中の松たか子さん)

中南郡老連スポーツ交流会

12月16日（火）に中南郡老人クラブ連合会スポーツ交流会を大鷲町老人クラブ連合会主管の元、大鷲町総合福祉センターで開催しました。今回初めて、モルックというニュースポーツを行い、当日は、32名の方が参加し（大鷲町老連14名）、6チームで戦いました。参加した方々の半数以上の方が初心者ということで、運営協力していただいたスポーツ推進委員のみなさんに教えてもらいながら楽しく競技しました。決勝戦では白熱した試合に歓声が上がり、優勝したのは、なんと全員初心者の藤崎町チームでした。参加者には大鷲町の特産品、大鷲温泉もやし、賞品には、マル七味噌・醤油等を準備しました。運営に協力していただいたスポーツ推進委員のみなさんありがとうございました。競技結果は以下のとおりです。

【競技結果】

- | | |
|-----|---------|
| 優 勝 | 藤崎町チーム |
| 第2位 | 大鷲町Bチーム |
| 第3位 | 大鷲町Cチーム |



中南郡老連芸能発表会

12月19日（金）中南郡老人クラブ連合会芸能発表会が藤崎町老人クラブ連合会主管の元、藤崎町文化センターで行われ、大鷲町からは2名の方が出場しました。最初の出場者の方は、力強い歌声で観客を魅了し、踊りを披露した方には、たくさんの歓声が上がっていました。抽選会では、数名の方がトキワの卵をもらい喜んでいました。出場された2名の方、お疲れさまでした!!



秋元健治さん
唄
風の坂道



熊野寅蔵さん
踊
T.O.F.U

俳句・短歌・川柳コーナー

真つ向に武骨な岩木年新た
畠山好子

とりどりの雪搔杖に立ち話
二川原幸子

新年の客間に活ける実南天
鎮目志保子

足早に過ぎ去つてゆく十二月
山本悦

雪やみて月影やさしひと夜かな
油川信子

功績をたたえて ~大鷲町社会福祉大会~

11月9日(日) 第38回大鷲町社会福祉大会が福祉センターにて開催されました。社会福祉の向上に尽力され多大な功績を残された方々が表彰され、大鷲町老人クラブ連合会からは、3名の方が表彰されました。

【表彰の部】

菊池 つる (下相生老人クラブ会長)
藤田 久雄 (寿楽会唐牛老人クラブ会長)
成田 孝昭 (駒の台老人クラブ会長)



おらほの活動紹介

年忘れトランプ大会 ~宿川原老人クラブ~

12月14日(日) 年末恒例のトランプ大会を宿川原改善センターにて午前9時からゴニンカンの3組で3回戦を行いました。競技終了後、成績発表・表彰・乾杯と続き、その後杯を重ね合い、各自の近況や当クラブの現状を語り、大いに交流を深めました。お互いに楽しいひと時を過ごせたかなあと思います。今回は奮発し、参加賞として大鷲温泉もやしを配りました。なお、3月に早春トランプ大会と称してもう1回開催する予定です。



交流を深めました ~下相生老人クラブ~

冬の厳しい寒さが身に染みる1月9日(金)に居酒屋「暖」にてランチを兼ねての親睦会を開催しました。会長から「怪我なく元気に過ごしましょう」といった挨拶から始まり、その後、食事に続きました。おいしい手作り料理に舌鼓を打ちながら歓談して楽しい時間を過ごしました。参加された皆さんからは、「みんなで食べればおいしいね」「まだまだ健康で長生きしないとね」といった声が聞かれました。



町保健福祉課ミニだより

高齢者のうつ

年をとるにつれて何をやるにも大儀になる方はおりますが、中には「高齢期うつ病」の可能性のある方もいます。高齢者のうつ病の特徴として、肩こりや頭痛、手足のしびれ、めまい、動悸などの身体の不調が現れる方が多く、内科等で検査しても異常がないと言われ診断が遅れ長く苦しい思いをする場合があります。以下のチェックリストで、1、2のいずれか、または両方にチェックがつき、1~9で5個以上チェックがついた方はうつ病の可能性があります。適切な治療を受けることで元の生活を続けることができるため、気になる方は主治医や専門医にご相談ください。

【うつ病チェックリスト】

1. 気分が落ち込む
2. 興味がわかない、喜べない
3. 著しい体重減少または増加、もしくは食欲の衰退または増加
4. 不眠または睡眠過多
5. 焦って落ち着かなくてじっとしていられない、
または逆に身動きがとれない
6. 疲れやすい、気力が出ない
7. 自分に価値がない、自分が悪いと思う
8. 物事に集中できない、決められない
9. 死について繰り返し考えてしまう



「私の本棚から②」 文：山田 司

「豊臣秀長、ある補佐役の生涯上・下」著者・堺谷太一、出版社PHP研究所、発行年月日1985年4月10日。豊後の太友宗麟が島津氏の豊後侵攻を訴え、秀吉の出兵を懇願するため大坂城を訪れた際にとりついだのが秀長である。その時「内々の儀は利久に、公儀のことは何なりとこの秀長に申されよ」と。その温かい心配りに安らぎを覚え、深い感銘を受けたと国元に書を送った。「秀吉の接待」という本に関東の北条氏規の対面の座配図を記載され、尾州内大臣（織田信雄）駿河大納言（徳川家康）大和大納言と続く。なお、この小説は賤ヶ岳の合戦で終わっている。その後は、四国平定では総太将、九州攻めは一方の旗、小田原の北条攻めのときは病床にあった。その生涯は、痛々しいまでの忠勤さ、それが命を縮めたのかもしれない。兄の影のように生き、その功績を意識的に消し去ろうとした感じを受ける。もし秀長が秀吉より存命ならば…。家康が百三十万石から関東に二百五十万石に加増転封となれば、当然秀長もそれに比例するように百五十万以上を超えたであろう。家康とは、自身の京や大坂における人脈を紹介したり、資材調達のめんどうを見たりと極めて良好な関係にあった。よく家康が奈良に下向したときは木津まで出迎えに赴いたという。利久や秀次は健在だったろうし、腹心の高虎や子飼いの武断派加藤や福島正幸も決して家康に組みしないだろうし、はたして徳川の天下はあったろうか。なんて空想を楽しんでいる。居城は大和郡山城、大和郡山は金魚で有名であり、そこに墓所「大納言塚」がある。なお、前述した福島正幸は福島正則の間違いです。正幸はかつて輪界の三強といわれた阿部道、田中博、三角まくりの福島正幸です。豊臣秀長を語ろうとすればなぜか薩摩の小松帶刀がダブル。

(連載終了です。ありがとうございました。)

今後の事業予定

【室内ペタンク大会】

場 所：大鷲町総合福祉センター 3階 集会室
※2月下旬 (10:00~12:00) 開催予定

【トランプ大会】

場 所：大鷲町総合福祉センター 2階 遊戯室
※3月初旬 (9:00~12:00) 開催予定
※女性部による手作り昼食を予定

日程が決まり次第、各単老会長を通じてお知らせします。

編集後記

新年あけましておめでとうございます。

大鷲町ではスキーの大きな大会がある年は雪が少ないとどこかで耳にして、今年は雪が少ないんだろうなあ～と思っていたら、年末から降り続いた雪であっという間に銀世界に。仕事から帰っても雪片付けて全然疲れがない日々が続いています。さて、今年も会員の皆様を楽しませる事業を計画しておりますのでお楽しみに～。

冬の期間、センターに除雪が入りますように…。

最後に次回のカラオケ部会は、6月にスナックふるさとで開催予定です。詳細が決まり次第、次回の晴ればれ通信でお伝えします。会員のみなさん健康に気を付けてお過ごしください。

(事務局 K.I)

新1年生あつまれ!!

入学おめでとう会

小学生のおにいさん、おねえさんと一緒に、ご入学をお祝いする会です。

日 時 令和8年2月28日(土)

10:00~12:30 (受付9:30~)

場 所 大鷲町総合福祉センター

対 象 町内新入学児童とその保護者、一緒にお祝いをしてくれる小学生

申込み 2月14日(土)までに児童館へお申込みください。

(電話でもお受けします。)

参加費 無 料

« 昨年の様子 »

【 内 容 】

おはなし会【大鷲町読書推進会】

レクリエーション・児童館いろいろ体験

ふれあい昼食会（カレーライスなど）

新1年生紹介と記念のプレゼント

児童館からのお知らせ

など



お問合せ先 ●大鷲町中央児童館（総合福祉センター内）

TEL 0172-48-5656



大鷗保育園子育て支援情報

かぜとひかりひろば

回覧

★クリスマスプレゼント★

大鷗保育園を卒園した、
大鷗中学校2学年の生徒
さんから、子供たちに…
手作りのプレゼントをいた
だきました★気持ちのこ
もったメッセージカード付
きで、子ども達は大喜び
でした★



雪遊びを楽しもう

保育園の子供たちと一緒に、
広い園庭で雪遊びを満喫しま
しょう！！

日時：2月20日(金)お申し込みは、2組
10:15～10:45 までとなります！

*持ち物…スノーウエア・手袋・帽子

*天候不良の場合は
室内遊び



参加方法：(2日前)までにお電話にてご予約ください。



～英語・中国語教室～

いつも習ったことを、帰ってからおうちの
人に教えている子ども達。お家に帰ると
“英語・中国語の先生”になりきっているそ
うです★

日時：2月19日(木) 9時30分～

★読み・書きのお勉強をします★



園児募集



※詳しくは保育園へお問い合わせください。

<保育メニュー>

◎乳児保育…生後6週より保育致します。 ◎延長保育…午後6時～午後7時まで。

◎休日保育…休日出勤、冠婚葬祭、リフレッシュしたい時等の際にご利用ください。

★子どもたちの“生きる力”をより豊かに育む為に、ひとりひとりが安心して過ごし、様々な事に

お問い合わせ・お申込み

大鷗保育園

☎0172-48-2285





2 今月のイベント

日	月	火	水	木	金	土
1 2	豆まき集会	3	4	5	6	7
8 9	10	11	12	13 あそぼあそぼ	14	
15 16 食育集会 繪本貸出日	17	18 ハッピ1st バースデー	19	20 子育てサロン	21	
22 23 音楽学習	24	25	26	27 あそぼあそぼ	28	

国内行事 豆まき集会

「おにはそど～」と歌を歌ったり、お話を聞いたり、笑顔で春を迎える楽しい集会です！
日時：2月2日（月）10時～
場所：おおわに文化幼稚園
※1月26日（月）迄に電話またはご来園しお申し込みください。

国内行事 ハッピ1stバースデー

お子さまの、記念すべきはじめてのお誕生日をお祝いし、お誕生会へご招待します！
日時：2月18日（水）10時～
場所：おおわに文化幼稚園
※2月10日（火）迄に電話またはご来園しお申し込みください。

音楽学習

ヤマハ音楽教室の先生が来園し、子どもたちの大好きな曲をエレクトーンで演奏してくれます。
日時：2月24日（火）10時～
場所：おおわに文化幼稚園
※2月17日（火）迄に電話またはご来園しお申し込みください。

大鋸町子育て支援拠点事業

ひまわりこども館たより

認定こども園おおわに文化幼稚園 あじやら東分園

曇の上では春を迎え、優しい太陽の光が注ぐようになりました。
『ひまわりこども館』は、地域にお住まいの子育て中の皆様が安心して利用できる施設です。お気軽にいらしてくださいね。

今月の 子育てサロン

日時：2月20日（金）9時30分～
場所：おおわに文化幼稚園
※2月13日（金）迄に電話またはご来園しお申し込みください。



季節の製作
お子さんの足型や手型をフローラシールでかわいくデコレーションし楽しめます。

かわいいアルバムを プレゼント！

子育てサロンに参加の方にアルバムをプレゼントし、活動中の写真や毎月季節や行事に合わせて飾り付けられたスタジオで記念撮影した写真を入れて思い出を増やしていくきます。中にはスタンプカードも入っており、4回参加するとステキなプレゼントがもらえます。



今月の予定 あそぼあそぼ

未就児の子（0～5歳まで）を対象に、親子で園の生活を体験してみませんか？ぜひご参加ください！

お申し込みはこちらまで 0172-49-1122村上・成田

日時	活動	内容	締め切り
2月13日（金） 9:30～11:00	感覚あそび	絵の具の感触を楽しみながら、フードアートを作ります。	2/6（金）
2月27日（金） 9:30～11:00	製作	足形を取り、かわいいひな祭りの製作をします。	2/20（金）

☆活動後は保護者の皆様がリラックスできるようティータイムや子育て相談の時間を設けています。

あそぼあそぼの様子



絵の具を使って、かわいい作品ができました！



食育集会の様子

12月の食育集会では、サンタさんの絵本を見た後、ロールケーキにデコレーションし、おいしく食べました！見て・作って・食べてと食べる楽しさを感じられる会でした！



いちごたっぷりのケーキを作りました！

※写真は、皆様からの同意に基づき掲載しております。



ポリ袋でかんたん さくさくチョコスコーン



材料

- ・板チョコ 1/2枚(25g)
- ・ホットケーキミックス 150g
- ・牛乳 大さじ2
- ・バター 40g



1. ポリ袋にホットケーキミックスとバターを入れ、つぶすように混ぜる。



2. 細かくしたチョコと、牛乳を入れ混ぜる。



3. ひとまとめになつたら6等分にし、トースター(180℃くらい)で15~20分焼く。



だいすき えほん

『どうやってできるの? チョコレート』

南の国のカカオの木から、カカオの豆を取って乾かして…甘いチョコレートになるまでの長い旅を写真で見てみましょう。



SDGsの取り組み

今月のテーマ

『水と清潔な環境の大切さ』

蛇口からきれいな水が出るのが当たり前のこと。そのありがたさは実感しにくいですが、水が不衛生だと飲めないだけでなく、様々な病気の原因になります。水の大切さはこれからも伝え大切にしていかなければいけません。



今月は バレンタインデー

バレンタインデー

2月14日のバレンタインデーは、好きな人に大切に思う気持ちを伝える日！もともとは外国の国で始まったお祝いで、日本と外国では伝え方が少し違うようです。

どうやって過ごす？



だいすきだよと
気づける絵本を一
緒に読むと、気持ち
もハッピーになります！



ハートを意識し
た手形・足形アーテ
トや、壁面アートで
思い出を残すのも
かわいいですね！



材料を混ぜる、
型を取り、トッピング
するなど手伝う
範囲を調整すると
親子で楽しめます。

どんなことをしているの？

子育て相談

毎週月～土曜日9時～17時まで、離乳食や発育、その他子育てのちょっとした疑問もお気軽にご相談ください。

☎0172-49-1122 担当村上・成田

一時預かり

冠婚葬祭や急な用事、リフレッシュなど理由を問いません。お気軽にご相談ください。

保育料金について

3歳未満児

- | | |
|-------|-------|
| 4時間未満 | ¥600 |
| 4時間以上 | ¥1000 |

3歳以上児

- | | |
|-------|------|
| 4時間未満 | ¥400 |
| 4時間以上 | ¥700 |

休日保育

日曜日・祝祭日に実施しています。(午前8時～午後6時まで)

保育料金について

3歳未満児

- | | |
|-------|------|
| ¥1000 | ¥700 |
|-------|------|

学童

- | |
|------|
| ¥500 |
|------|

※当園に入園している子は、保護者の就労を証明するものがあれば無料となります。

学童保育

保護者が就労などで昼夜家庭にいない小学1年生～小学3年生までを対象に、保護者の皆様に代わって適切な遊びや生活の場を提供します。(小学4年生も希望があれば受け入れます。)

保育料金について

月額 ¥5000

日額 ¥500

国内外開放・園行事への参加

園の子どもたちと一緒に園庭で遊んだり、いろいろな行事に参加しませんか？お待ちしています！

子育てサロン

毎月1回、季節に合わせたものやお子さんの成長を記録できるステキな作品を作りましょう！

ボランティア活動

毎週土曜日9時30分から12時まで、小中高短大学生の皆さんのが園の子どもたちと一緒に遊んだりふれ合いを楽しむことができます。(運動会、夏まつり、おゆうぎ会等)

あそぼあそぼ

未就児の子(0～5歳まで)を対象に、親子で園の生活を体験できるものです。毎週金曜日9時30分～11時まで、体操や工作、戸外あそびなど様々な体験をして楽しみましょう！気軽にお問い合わせくださいね。

☆子育てサロン、あそぼあそぼなどのお申込み、お問い合わせはこちらまで

学校法人北原学園

認定こども園おおわに文化幼稚園

～地域を愛し、地域に愛される施設を目指して～

安全・安心・親切・笑顔

☎0172-49-1122 担当村上・成田

oowanlbunka@kitaharaqakuen.com

今月のテーマ 感染症のポイント



インフルエンザと コロナウイルス

子どもの 健康相談

	インフルエンザ	コロナウイルス
感染ルート	飛沫・接触	
潜伏期間	1～3日	2～14日
発熱	38℃以上高熱	37.5℃以上が4日以上続く。
症状	悪寒・関節痛 咽頭痛	鼻水、のどの痛み、咳など風邪症状
経過	急速に変化	緩やかに変化
待機期間	発症後5日 解熱後3日	発症後5日 症状軽快1日
後遺症	まれに 脳症・肺炎	咳や味覚 臭覚障害

令和8年1月22日

早瀬野地区住民のみなさま

出張健康鑑定団及び健康教室のお知らせ

日 時 令和8年2月26日(木)10時～13時頃

場 所 早瀬野多目的集会センター

内 容

・10時00分～ 出張健康鑑定団による健康測定

骨密度 … 骨の強さを調べます。かかとの骨に超音波をあてて測定します。
体組成 … 筋肉量や脂肪量、基礎代謝量などを調べます。体内に微弱な電流を流して、
約30秒で測定できます。ペースメーカー装着中の方は測定できません。
血管年齢 … 血管の柔らかさを調べます。センサーに指をのせて測定します。

・10時30分～ 救命講習

講師：弘前東消防南分署



もしものために心肺蘇生の方法を覚えておきませんか？

・11時30分～ 健康食の調理・見学

調理に参加希望の方はエプロンもご持参ください。

・12時00分～ 健康食の試食

おにぎりをご持参ください。

申込み

2月6日(金)までに、地区保健協力員 藤田あや子さん(☎ 48-4458)へ
お申し込みください。

参加費は無料です！みなさまお誘いあわせのうえ、お気軽にご参加ください！

【担当】大鰐町保健福祉課 花田
電話 55-7149

島田地区
健康教室
開催します！

日時:令和8年2月25日(水)

13時30分～15時頃

場所:森林浴交流センター しまだ

入浴のついでに、どれか一つの参加でもOKです♪まずは見に来てみませんか？

13時30分～14時15分

みんなで体チェック！

出張健康鑑定団



測定のみOK

<測定メニュー>

- ・体組成:筋肉・脂肪量のバランスがわかる
- ・骨密度:骨の丈夫さがわかる

※体組成はペースメーカー装着中の方は測定できません。

&

食生活改善推進員「食改さん」の

健康食の調理・見学会



見学のみOK

<メニュー>

- ・チーズ茶碗蒸し
- ・ちくわと小松菜のおろし和え
- ・さつまいものチーズ茶巾絞り

※調理に参加する方は、エプロンをご持参ください。

14時15分頃～

測定結果の説明、改善のコツ 元気な生活を続けるためのポイント

14時30分頃～

健康食の試食会・かんたん栄養講座

試食のみOK

試食しながら
健康情報が聞ける！



- ・食改さんのレシピ紹介
- ・「血糖値を上げにくくする食事・食べ方のコツ」
管理栄養士 小泉ひなた

※健康食は試食程度の量となります。

申込み:2月13日(金)までに、地区保健協力員へお申し込みください。
佐藤美恵さん(電話:47-6181)

【担当】大鰐町保健福祉課 山口
電話 55-7149

令和8年度 町県民税申告説明書

お問い合わせ先 大鰐町税務課
(電話 0172-55-6562 内線413・414・410)

町や県は、豊かで住みよい地域社会を築くため、道路、上下水道、河川などの整備や教育、福祉、消防・救急、ごみ処理などの、日常生活に欠かすことのできない様々な行政サービスを行っております。このような行政サービスの財源として「住民税」(町民税と県民税を合算したもの)を課税しております。皆さまに負担していただく住民税額は、皆さまからの申告を基に町が計算します。申告は課税額を決定するための重要な資料となりますので、申告期間内に忘れずに申告をしましょう。

「申告相談会場の開設期間は2月16日(月)から3月16日(月)までです。」

1. 令和8年度の町県民税(以下「住民税」といいます。)の課税対象者

令和8年1月1日において大鰐町に住民票があった方に「大鰐町」が課税します。

令和8年1月1日以後に他の市町村へ住所変更した方でも、令和8年度分は「大鰐町」に申告してください。

2. 住民税の申告が必要な方

令和7年1月1日から令和7年12月31日までに、次のような収入を受けた方が対象です。

- ① 事業に伴う収入(農業・保険の外交員・検針員・シルバー人材センター等からの委託料などを含む)がある方
- ② 不動産から生じる収入(建物や土地を貸して得た収入)がある方
- ③ 国外で支払われた預金等の利子(利子所得)や法人から受けた剰余金の配当金(配当所得)がある方
- ④ 町に給与支払報告書を提出していない会社から受けた給与収入がある方
- ⑤ 生命保険会社から受けた個人年金収入及び一時金や損害保険の満期返戻金がある方
- ⑥ 原稿料、講演料等の収入がある方
- ⑦ 土地や株式等を譲渡した収入(取用も含む)がある方
- ⑧ 2か所以上から給与を受けた方
- ⑨ 年金をもらいながら勤めている方(給与と年金の収入がある方)

所得税と住民税とでは、申告対象者が異なります。
所得税の確定申告が不要な方でも、住民税の申告が必要な場合があります。

「住民税の申告が必要な方」に該当しない方でも、次の方は申告をしてください。

- ア 年末調整では受けられない所得控除(医療費控除、最初の年分の住宅借入金等特別控除など)がある方
- イ 年末調整で控除されなかった控除(扶養控除や社会保険料控除の記載忘れなど)がある方
- ウ 年の中途で会社を退職された方や年末調整をしていない給与収入がある方
- エ 収入が公的年金のみで、その年金の収入額が、
 - ・ 65歳未満・・・年金収入 98万円を超える方
 - ・ 65歳以上・・・年金収入 148万円を超える方のうち、各控除について追加又は変更がある方

収入がない方や、収入が遺族年金もしくは障害年金のみの方のうち

- ・ 国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方(保険税・保険料の算定に必要です)
- ・ 65歳以上の方(介護保険料の算定に必要です)
- ・ 国民年金保険料の免除申請をする方

上記に該当する方は、申告期限後に役場税務課において、4月15日(水)までに申告してください。

※世帯に未申告者がいると、国民健康保険税や介護保険料が高く算定される場合がありますので、忘れずに申告しましょう。

3. 町民税・県民税申告相談日程 …日程は次のとおりです。

会場：大鰐町地域交流センター 鰐come 多目的ホール
開場：午前8時30分 申告相談時間 午前9時～午後3時

日付	曜日	相談対象地区
2月16日	月	全地区 紹与・年金のみの方
17日	火	虹貝・虹貝新田
18日	水	島田・早瀬野
19日	木	唐牛（1～5）・駒木
20日	金	唐牛（6～10）・駒ノ台・前田ノ沢・日の出
23日	月・祝	全地区
24日	火	蔵館（1, 2, 3, 6, 7, 8）
25日	水	蔵館（4, 5A, 5B）
26日	木	元長峰・苦木
27日	金	長峰・九十九森
3月 2日	月	三ツ目内
3日	火	居土
4日	水	高野新田・折紙
5日	木	八幡館
6日	金	森山・鯖石
8日	日	全地区
9日	月	宿川原
10日	火	大鰐1～5B
11日	水	大鰐6A～7A
12日	木	大鰐7B～10
13日	金	全地区 【上記期間中に来場できなかった方】
14日	土	全地区 【上記期間中に来場できなかった方】
16日	月	全地区 【上記期間中に来場できなかった方】

※混雑を避けるため地区ごとに相談日を指定しています。（やむを得ない場合は指定日以外でも受付しています。）

～相談時間の短縮にご協力ください～

- ① 医療費控除を受ける方は、医療費通知書をご持参ください。
領収書を持ってくるときは「受診した人／医療機関／調剤薬局」ごとに仕分け、事前にご自身において集計してください。
- ② 営業・農業・不動産所得のある方は「収支内訳書」を作成してくださるか、収入・経費の仕分けと計算を事前にしてください。
- ③ 必要書類が不足している場合は、再度会場にお越しいただき、申告のやり直しをお願いしておりますので、お忘れものないようご来場ください。

4. 所得税の確定申告について

所得税の確定申告が必要な方には、申告相談の際に、住民税の申告書と一緒に所得税の確定申告書を作成し、その日のうちに、申告情報を税務署へ電子データで提出します。なお、3月17日以降は、申告者ご自身で、確定申告書を作成し、直接税務署へ提出していただくことになります。

また、所得税の確定申告は、電子申告（e-Tax）が可能です。マイナンバーカードをお持ちの方は、スマートフォンから電子申告することができます。

電子申告については、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。



「確定申告書等作成コーナー」

「確定申告をe-Taxで行う方法についての動画解説」

5. 住民税の申告が不要な方

- ・ 収入が給与のみの方で、給与支払者が年末調整をし、給与支払者が町に給与支払報告書を提出している方
- ・ 税務署や電子申告（e-Tax）で確定申告を行う方
- ・ 収入が公的年金のみで、その年金の所得金額が住民税の課税対象となる所得を下回る方
→ **収入が遺族年金・障害年金のみの方は申告が必要です。**
(上記は非課税収入ですが、未申告のままだと非課税証明書等の発行ができません。)

※住民税が課税されない年金の収入金額は、65歳未満の方は年金収入98万円以下、65歳以上の方は年金収入148万円以下です。

6. 申告相談にお持ちいただくもの

- ① 事業・不動産収入とそれに係る経費が記載された帳簿と、金額が確認できる伝票や領収書など
- ② 給与・公的年金の源泉徴収票（必ず原本をご持参ください）… 公的年金の源泉徴収票は1月中旬に送付されます。
※保険外交員などの報酬を受け取った方は「支払調書」をお持ちください。
- ③ 利子所得・配当所得、生命保険の一時金の支払通知書（計算明細書）など
- ④ 各所得控除を受けたい方は、各控除に必要な書類 → 必要書類は5ページから8ページに記載があります。
- ⑤ 税務署から確定申告書の案内通知書が送られて来ている方は、案内通知書
- ⑥ 所得税の還付金がある方は振込口座の通帳
- ⑦ 寄附金控除を受けたい方は、寄附金の受領書や証明書など
- ⑧ マイナンバーカード（個人番号カード）又は マイナンバー通知カード + 身元確認書類
※身元確認書類の例 … 運転免許証／身体障害者手帳／公的医療保険の資格確認書／年金手帳／給与・公的年金等源泉徴収票 など

7. 申告していただく所得の種類及び所得の計算方法

所得とは、令和7年1月1日～令和7年12月31日の1年間に得た収入から、その収入を得るために使った経費を差し引いたもの（給与・年金収入については、所得の計算方法が別途あります。）です。経費には、食費などの生活費は含まれません。

また、計算方法については、地方税法に特別の規定があるもののほか、原則として所得税法の定めるところによります。

種類	概要	所得の計算方法
事業所得	ア. 営業等 卸売業、小売業、飲食店業、サービス業や保険の外交員、大工などの自営職業から生ずる所得	(収入金額) - (必要経費) - (専従者控除)
	イ. 農業 米、果樹、野菜などの栽培から生ずる所得	
	ウ. 不動産所得 土地や建物などの貸付けから生ずる所得	
エ. 利子所得	国外で支払われる預金等の利子などの所得	(収入金額)
オ. 配当所得	法人から受ける剰余金の配当や投資信託の収益の分配などの所得	(収入金額) - (株式などの元本の取得に要した負債の利子)

種類	概要	所得の計算方法
カ. 給与所得	俸給や給料、賃金などの所得（専従者給与も含む）	給与所得の計算表で求めた額
雜所得 ※	キ. 公的年金等 国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、恩給など（遺族・障害年金を除く）	雜所得（公的年金等）の計算表で求めた額
	ク. 業務 原稿料、講演料 ケ. その他 生命保険年金（個人年金）など	(収入金額) - (必要経費)
譲渡所得※	コ. 短期 ①ゴルフ会員権や金地金、骨董、貴金属などの資産の譲渡により生じた所得（総合課税） ②土地や建物などの資産の譲渡により生じた所得（他の所得と税率が異なるため別に計算します）	(収入金額) - (取得費等) - (特別控除) ※資産の保有期間（5年以内か5年以上）により①は所得の計算方法、②は税率が異なります。
	サ. 長期	
シ. 一時所得	生命保険の一時金や満期返戻金、懸賞当選金や競馬の払戻金などの臨時・偶発的な収入	(収入金額) - (収入を得るために支出した金額) - (特別控除：上限50万円)

- 「専従者」とは、生計を一にしている配偶者やその他の15歳以上の親族で、前年中に6か月を超える期間、事業にもっぱら従事していた人をいいます。
- アーチの所得の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算したものを「合計所得金額」といいます。
- 「合計所得金額」から純損失や雑損失の繰越控除などの控除を適用した後の金額を「総所得金額等」といいます。

給与所得と雑所得（公的年金等）の計算表

カ. 給与所得の計算表…給与等の収入額を「A」とします。※1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

Aの金額	給与所得の額	
1円～650,999円	0円	
651,000円～1,899,999円	A - 650,000円	
1,900,000円～3,599,999円	A ÷ 4 = B (千円未満の端数切捨て)	B × 2.8 - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円		B × 3.2 - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	A × 0.9 - 1,100,000円 (小数点以下切捨て)	
8,500,000円～	A - 1,950,000円	

※給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合、次の所得金額調整控除額を給与所得の金額から控除する。

- 本人が特別障害者に該当する
- 年齢23歳未満の扶養親族を有する
- 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する

●所得金額調整控除額 = (給与等の収入金額 - 850万円) × 0.1

なお、給与等の収入金額が1,000万円を超える場合、計算上使用する給与等の収入等の収入金額は1,000万円

キ. 雜所得（公的年金等）の計算表…公的年金等の収入額をAとします。

遺族年金、障害年金などは非課税収入となりますので、収入金額に含まれません。

昭和36年1月2日以後に生まれた方（65歳未満の方）

※1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

公的年金等の収入金額（A）	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額（給与や事業所得など3～4ページにある所得種類）		
	～10,000,000円	10,000,001円～20,000,000円	20,000,001円～
～1,299,999円	A - 600,000円（赤字の時は0円）	A - 500,000円（赤字の時は0円）	A - 400,000円（赤字の時は0円）
1,300,000円～4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円	A × 0.75 - 175,000円	A × 0.75 - 75,000円
4,100,000円～7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円	A × 0.85 - 585,000円	A × 0.85 - 485,000円
7,700,000円～9,999,999円	A × 0.95 - 1,455,000円	A × 0.95 - 1,355,000円	A × 0.95 - 1,255,000円
10,000,000円～	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円

昭和36年1月1日以前に生まれた方（65歳以上の方）

※1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

公的年金等の収入額(A)	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得額（給与や事業所得など3～4ページにある所得種類）			
	～10,000,000円	10,000,001円～20,000,000円	20,000,001円～	
～3,299,999円	A - 1,100,000円（赤字の時は0円）	A - 1,000,000円（赤字の時は0円）	A - 900,000円（赤字の時は0円）	
3,300,000円～4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円	A × 0.75 - 175,000円	A × 0.75 - 75,000円	
4,100,000円～7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円	A × 0.85 - 585,000円	A × 0.85 - 485,000円	
7,700,000円～9,999,999円	A × 0.95 - 1,455,000円	A × 0.95 - 1,355,000円	A × 0.95 - 1,255,000円	
10,000,000円～	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円	

- 給与所得と公的年金等雑所得がある場合で、その合計額が10万円を超える場合は、所得金額調整控除額を給与所得から控除する。

所得金額調整控除額 = (給与所得控除後の給与等の金額※ + 公的年金等に係る雑所得の金額※) - 10万円

※それぞれ10万円を超える場合は10万円

8. 所得控除の種類と控除額の計算方法

所得から差し引かれる金額には次のものがあります。なお⑯～㉕の控除額は所得税の控除額と異なります。

控除の種類	控除の対象となるもの	計算方法と控除額	控除に必要な書類等
⑯ 社会保険料控除	申告者や申告者と生計を一にする親族が負担することになっている次のような保険料で、前年中に支払ったものの ※保険料…健康保険料・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料・国民年金基金の掛金など	支払った保険料 ※給与や年金から直接差し引かれた保険料は、源泉徴収票に記載されています。	領収書や控除証明書 ※扶養親族の年金から直接引き落とされた介護保険料等の保険料は、扶養者の控除にできません。
⑰ 小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済契約掛金、心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金(iDeCoの掛け金)などを支払ったとき	支払った保険料	小規模企業共済法に規定された共済契約掛金などの領収書
⑯ 生命保険料控除	前年中に①～③いずれかの保険料を支払ったとき ① 一般の生命保険料 ② 介護医療保険料 ③ 個人年金保険料 ①又は③の保険料について、新制度と旧制度の両方を支払っている場合で、新旧制度双方の控除を受けるときは、次の表で計算した双方の控除額の合計額となります。この場合の控除額の上限は28,000円となります。	(新旧) 生命保険料や介護医療保険料・(新旧)個人年金保険料について、それぞれの支払保険料を次の算式で計算します。 ①+②+③の控除額上限は70,000円です。	生命保険会社等が発行する控除証明書 ※保険契約等において保険金の受取人の全てを保険料を支払った方やその配偶者、親族(個人年金については親族を除く)とされているものが対象となります。複数あるときはすべてお持ちください。
新制度(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)		旧 制 度	
支 払 金 額	控 除 額	支 払 金 額	控 除 額
12,000円以下のとき	全額	15,000円以下のとき	全額
12,000円超 32,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 6,000円	15,000円超 40,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 7,500円
32,000円超 56,000円以下のとき	支払金額の1/4 + 14,000円	40,000円超 70,000円以下のとき	支払金額の1/4 + 17,500円
56,000円超のとき	28,000円(上限)	70,000円超のとき	35,000円(上限)

控除の種類	控除の対象となるもの	計算方法と控除額		控除に必要な書類等																											
⑯ 地震保険料控除	<p>前年中に支払った損害保険契約等について、地震等損害部分の保険料があるとき</p> <p>※平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（契約期間が10年以上であって、満期返戻金を支払う旨の特約があり、かつ、平成19年1月1日以後契約の変更をしていないものなど）について該当になります。</p>	<p>次の算式で計算した地震保険料と旧長期損害保険契約の控除額の合計額（控除限度額25,000円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支 払 金 領</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td align="center" colspan="2">地震保険料</td></tr> <tr> <td>50,000円以下のとき</td><td>支払金額の1/2</td></tr> <tr> <td>50,000円超のとき</td><td>25,000円（上限）</td></tr> <tr> <td align="center" colspan="2">旧長期損害保険料</td></tr> <tr> <td>5,000円以下のとき</td><td>支払金額の全額</td></tr> <tr> <td>5,000円超</td><td>支払金額の1/2 + 2,500円</td></tr> <tr> <td>15,000円以下のとき</td><td></td></tr> <tr> <td>15,000円超のとき</td><td>10,000円（上限）</td></tr> </tbody> </table>		支 払 金 領	控 除 額	地震保険料		50,000円以下のとき	支払金額の1/2	50,000円超のとき	25,000円（上限）	旧長期損害保険料		5,000円以下のとき	支払金額の全額	5,000円超	支払金額の1/2 + 2,500円	15,000円以下のとき		15,000円超のとき	10,000円（上限）	<p>損害保険会社等が発行する控除証明書</p> <p>※契約ごとに証明書が発行されますが、一つの契約で地震保険料と旧長期損害保険料の両方が適用される契約においては、どちらかひとつの控除が適用となります。</p>									
支 払 金 領	控 除 額																														
地震保険料																															
50,000円以下のとき	支払金額の1/2																														
50,000円超のとき	25,000円（上限）																														
旧長期損害保険料																															
5,000円以下のとき	支払金額の全額																														
5,000円超	支払金額の1/2 + 2,500円																														
15,000円以下のとき																															
15,000円超のとき	10,000円（上限）																														
⑰・⑱ ひとり親控除 寡婦控除	<p>【ひとり親控除】 令和7年12月31日の現況において、婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、次の①～③のすべてに当てはまる方</p> <p>①合計所得金額が500万円以下であること ②総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がいること ③事实上婚姻関係（住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」等の記載）にあると認められる者がいないこと</p> <p>【寡婦控除】 令和7年12月31日の現況において、上記の「ひとり親」に当たらない方で、次の①～③のすべてに当てはまる方</p> <p>① 合計所得金額が500万円以下であること ② 以下のいずれかに該当すること 　・夫と死別した後、婚姻していない方又は夫が生死不明などの方 　・夫と離別した後、婚姻をしていない方で扶養親族（他の納税義務者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方を除く）を有する方 ③ 事实上婚姻関係（住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」等の記載）にあると認められる者がいないこと</p> <p>【ひとり親控除・寡婦控除の控除額一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">婚姻していない方の性別</th> <th rowspan="2">申告者の合計所得金額</th> <th rowspan="2">婚姻していない理由</th> <th colspan="3">扶養控除の有無</th> </tr> <tr> <th>※他の納税者の扶養親族となっている場合は“いない”に該当します。</th> <th>総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がいる</th> <th>子以外の扶養親族がいる</th> <th>扶養親族はいない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">男性</td> <td rowspan="4">500万円以下</td> <td>妻と死別</td> <td rowspan="4">ひとり親控除 30万円</td> <td rowspan="4">控除なし</td> <td rowspan="4">控除なし</td> </tr> <tr> <td>妻が生死不明</td></tr> <tr> <td>離婚</td></tr> <tr> <td>未婚</td></tr> <tr> <td rowspan="4">女性</td> <td rowspan="4">500万円以下</td> <td>夫と死別</td> <td rowspan="4">ひとり親控除 30万円</td> <td rowspan="4">寡婦控除 26万円</td> <td rowspan="4">控除なし</td> </tr> <tr> <td>夫が生死不明</td></tr> <tr> <td>離婚</td></tr> <tr> <td>未婚</td></tr> </tbody> </table>	婚姻していない方の性別	申告者の合計所得金額	婚姻していない理由	扶養控除の有無			※他の納税者の扶養親族となっている場合は“いない”に該当します。	総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がいる	子以外の扶養親族がいる	扶養親族はいない	男性	500万円以下	妻と死別	ひとり親控除 30万円	控除なし	控除なし	妻が生死不明	離婚	未婚	女性	500万円以下	夫と死別	ひとり親控除 30万円	寡婦控除 26万円	控除なし	夫が生死不明	離婚	未婚		
婚姻していない方の性別	申告者の合計所得金額				婚姻していない理由	扶養控除の有無																									
		※他の納税者の扶養親族となっている場合は“いない”に該当します。	総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子がいる	子以外の扶養親族がいる		扶養親族はいない																									
男性	500万円以下	妻と死別	ひとり親控除 30万円	控除なし	控除なし																										
		妻が生死不明																													
		離婚																													
		未婚																													
女性	500万円以下	夫と死別	ひとり親控除 30万円	寡婦控除 26万円	控除なし																										
		夫が生死不明																													
		離婚																													
		未婚																													
⑲ 勤労学生控除	<p>各種学校や専修学校の生徒、職業訓練法人の認定職業訓練を受けている方 ただし、令和7年分の合計所得金額が85万円より多い方や、勤労によらない所得が10万円より多い方を除きます。</p> <p>【控除額】 260,000円 【必要書類】 各種学校、職業訓練法人から交付される証明書</p>																														
⑳ 障害者控除	<p>令和7年12月31日の現況において申告者や申告者の控除対象配偶者、扶養親族が①又は②に該当するとき</p> <p>① 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛護手帳の発行を受けているとき ② 65歳以上の方で、障害の程度が障害者に準ずるものとして町長の認定を受けている方</p> <p>【控除額】 障害者控除 障害者1人につき260,000円</p> <p>特別障害者控除 特別障害者1人につき 300,000円（同居の場合は、530,000円）</p> <p>※特別障害者 身体障害者手帳に1級又は2級と記載されている方、精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級と記載されている方、知的障害者Aと判定された方など</p> <p>【必要書類】 ①については障害者等手帳 ②に該当する介護認定を受けている方は、保健福祉課で「障害者控除対象認定証」の交付を受けてください。</p>																														

控除の種類	控除の対象となるもの	計算方法と控除額			控除に必要な書類等																																							
②① 配偶者控除	申告者の令和7年分の所得金額が1,000万円以下で、配偶者の令和7年分の所得金額が58万円以下のとき	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">納税義務者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th></th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者控除</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr> <tr> <td>老人配偶者控除 (年齢が70歳以上)</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr> </tbody> </table>			納税義務者の合計所得金額				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者控除	33万円	22万円	11万円	老人配偶者控除 (年齢が70歳以上)	38万円	26万円	13万円	②③の控除の年齢は、令和8年1月1日における満年齢です。 ・16歳以上：平成22年1月1日以前に生まれた方 ・70歳以上：昭和31年1月1日以前に生まれた方 ・19歳以上23歳未満：平成15年1月2日から平成19年1月1日までの間に生まれた方																								
納税義務者の合計所得金額																																												
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																									
配偶者控除	33万円	22万円	11万円																																									
老人配偶者控除 (年齢が70歳以上)	38万円	26万円	13万円																																									
②② 配偶者特別控除	申告者の令和7年分の所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の令和7年分の合計所得金額が58万円を超え、133万円以下のとき	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">納税義務者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58万円超 100万円以下</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td><td>31万円</td><td>21万円</td><td>11万円</td></tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td><td>26万円</td><td>18万円</td><td>9万円</td></tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td><td>21万円</td><td>14万円</td><td>7万円</td></tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td><td>16万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td></tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td></tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td></tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td></tr> </tbody> </table>			納税義務者の合計所得金額			配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	「特定親族」とは、申告者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円を超える方
納税義務者の合計所得金額																																												
配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																									
58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																									
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																									
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																									
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																									
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																									
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																									
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																									
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																									
②③ 扶養控除 ※16歳未満（平成22年1月2日以後生まれ）の親族には控除がありません。	「扶養親族」… 申告者と生計を一にする親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）で、合計所得金額が58万円以下の方	<p>① 16歳以上の扶養親族 …… 1人につき330,000円 ② 70歳以上の扶養親族 …… 1人につき380,000円 ③ ②が同居している父母・祖父母のとき …… 1人につき450,000円 ④ ①が19歳以上23歳未満のとき（特定扶養親族） …… 1人につき450,000円</p>			特定親族は合計所得金額が58万円を超えるため、「扶養親族」には該当しません。 なお、親族には児童福祉法の規定により義務を委託された、いわゆる「里子」を含みます。 ②～④の控除は、事業者従事者となっている方は控除対象となりません。																																							
②④ 特定親族特別控除	「特定親族」… 申告者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）で、合計所得金額が58万円を超える133万円以下の方	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特定親族の合計所得金額</th> <th>住民税の控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58万円超 95万円以下</td><td>45万円</td></tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td><td>41万円</td></tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td><td>31万円</td></tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td><td>21万円</td></tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td><td>11万円</td></tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td><td>6万円</td></tr> <tr> <td>120万円超 123万円以下</td><td>3万円</td></tr> </tbody> </table>			特定親族の合計所得金額	住民税の控除額	58万円超 95万円以下	45万円	95万円超 100万円以下	41万円	100万円超 105万円以下	31万円	105万円超 110万円以下	21万円	110万円超 115万円以下	11万円	115万円超 120万円以下	6万円	120万円超 123万円以下	3万円	配偶者、扶養親族または特定親族が大鰐町外に住所があるときは、配偶者、扶養親族または特定親族の合計所得金額が確認できる書類（源泉徴収票や確定申告書の控えなど）をお持ちください。																							
特定親族の合計所得金額	住民税の控除額																																											
58万円超 95万円以下	45万円																																											
95万円超 100万円以下	41万円																																											
100万円超 105万円以下	31万円																																											
105万円超 110万円以下	21万円																																											
110万円超 115万円以下	11万円																																											
115万円超 120万円以下	6万円																																											
120万円超 123万円以下	3万円																																											
②⑤ 基礎控除	合計所得金額が2,400万円を超える場合、その金額に応じて控除額が減額し、2,500万円を超えると適用されなくなります。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>2,400万円以下</th> <th>2,400万円超 2,450万円以下</th> <th>2,450万円超 2,500万円以下</th> <th>2,500万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎控除額</td> <td>43万円</td> <td>29万円</td> <td>15万円</td> <td>適用なし</td></tr> </tbody> </table>			合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超	基礎控除額	43万円	29万円	15万円	適用なし																														
合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超																																								
基礎控除額	43万円	29万円	15万円	適用なし																																								
②⑥ 雑損控除 ※事前にご相談ください	災害や盗難などによって住宅や家財などに被害を受けたとき、又は災害等に関連してやむを得ない支出をしたとき（住宅家財等の取壊しや除去のための支出など）	<p>(実質損失額 - 総所得金額等合計額 × 10%) 又は (災害関連支出の金額 - 5万円) のうちいざれか高い方の金額</p>			・災害関連の支出内容や支出金額がわかる領収書 ・損害保険などの補てん金額がわかる書類																																							

控除の種類	控除の対象となるもの	計算方法と控除額	控除に必要な書類等
㉙ 医療費控除	<p>①申告者や申告者と生計を一にする配偶者・その他の親族のために支払った【医療費※】が一定額以上あるとき ※医療費とは… 医師等の診察等を受けるために必要なもので次のような費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師、歯科医師による診療や治療の対価 ・治療のための柔道整復師、あんまマッサージ指圧師などによる施術の対価 ・治療や療養に必要な医薬品の購入の対価 ・医療用器具の購入や賃借のための費用 ・6か月以上寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書があるもの ・介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの対価 ・通院費（自家用車で通院する場合のガソリン代等は除きます。） <p>②セルフメディケーション税制（医療費控除の特例） 健康の維持増進及び疾病の予防への取組をしている方が、申告者や申告者と生計を一にする配偶者・その他の親族のために特定一般用医薬品（スイッチOTC医薬品）等を12,000円以上購入したとき</p>	<p>①医療費の実質負担額 -（総所得金額等の合計額 × (5%又は10万円のいずれか低い金額) (上限2,000,000円)） ※医療費の実質負担額とは、支払った医療費から保険金などで補てんされる金額を差し引いたもの</p> <p>②セルフメディケーション税制 医薬品購入費 - 12,000円 (上限88,000円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前年中に支払った領収書 ・医療保険者が発行した医療費通知書 ・おむつ使用証明書 ・医療費控除については、11ページもご覧ください。

※この控除は、一人で両方の控除を受けることができませんので、①と②、どちらの控除を受けるか選択していただけます。ただし、申告者と同一世帯の他の方、例えば申告者が①の控除、申告者の配偶者が②の控除を受けることができます。

9. 町民税・県民税の算出のしかた

税率 ※税率は地方税法で定められている標準税率です。

- ・均等割 町民税 3,000円 県民税 1,000円
- ・所得割（総合課税分） 町民税 6% 県民税 4%
- ・森林環境税（国税） 1,000円



(1) 税額の計算方法

総所得金額① - 所得控除合計② = 課税総所得金額③

課税総所得金額③ × 所得割の税率 = 税額控除前所得割額④

税額控除前所得割額④ - 税額控除額⑤ = 所得割額⑥

住民税の額 = 所得割額⑥ + 均等割額（一律4,000円）⑦ + 森林環境税額⑧

（注1）分離課税の所得（譲渡所得や山林所得など）がある場合や配当割額又は株式等譲渡所得割の控除不足額があるときは計算方法が異なります。

（注2）「税額控除額」は（2）税額控除の①調整控除②配当控除③住宅借入金等特別税額控除④配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除⑤寄附金税額控除を合計した額です。

※【森林環境税（国税）について】

森林環境税の年税額は1,000円で町・県民税均等割と一緒に徴収します。町・県民税非課税の方は、森林環境税も非課税となります。なお、東日本大震災からの復興を図ることを目的として、臨時に引き上げていた町・県民税均等割の税率を元に戻すため、町民の皆さんに負担していただく税額に変わりありません。

税率		～平成25年度	平成26年度～令和5年度	令和6年度～
個人住民税 均等割	県民税	1,000円	1,500円（うち復興特別税：500円）	1,000円
	町民税	3,000円	3,500円（うち復興特別税：500円）	3,000円
森林環境税	国税	—	—	1,000円
計		4,000円	5,000円	5,000円

【均等割が課税されない方】

次のア～ウに該当する方には、町民税・県民税の均等割・所得割とも課税されません。

- ア 生活保護法の規定による「生活扶助」を受けている方
- イ 障害者、※未成年者、ひとり親又は寡婦で、合計所得金額が135万円以下の方
- ウ 扶養親族がいない方は合計所得金額が38万円以下、
扶養親族がいる方は次の式で計算した合計所得以下の方

計算式：28万円 × (扶養の数+1) + 10万円 + 16万8千円

(民法改正による未成年者の個人住民税の扱いについて)

民法改正により成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、令和5年度から非課税の適用が変更しています。

適用要件	変更前	変更後
	賦課期日（令和8年1月1日時点）で20歳未満かつ前年の合計所得金額が135万円以下の場合非課税	賦課期日（令和8年1月1日時点）で18歳未満かつ前年の合計所得金額が135万円以下の場合非課税

【所得割が課税されない方】

- ・扶養親族がいない方は総所得金額等が45万円以下の方
- ・扶養親族がいる方は次の式で計算した総所得金額以下の方

計算式：35万円 × (扶養の数+1) + 10万円 + 32万円

※非課税所得金額の一覧表

扶養の人数	住民税が非課税になる所得金額	住民税の所得割が非課税になる所得金額
扶養なし	380,000円以下	450,000円以下
1人	828,000円以下	1,120,000円以下
2人	1,108,000円以下	1,470,000円以下
3人	1,388,000円以下	1,820,000円以下
4人	1,668,000円以下	2,170,000円以下

総所得金額①一所得控除合計②がマイナスになるときでも、扶養がないと、均等割が課税される場合があります。
非課税要件における扶養の数には16歳未満の扶養親族が含まれます。

(2) 税額控除

- ① 調 整 控 除 …所得税と住民税の人的控除の差額について調整を行います。

ただし、合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用外となります。

- ・合計課税標準額が200万円以下の方

次のアとイのいずれか少ない額の5%（県民税2%、町民税3%）に相当する金額

ア 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

イ 住民税の合計課税所得額

- ・合計課税所得額が200万円超の方

次のアの金額からイの金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（県民税2%、町民税3%）に相当する金額

ア 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

イ 住民税の合計課税所得額から200万円を控除した金額

控除の種類		金額	控除の種類			金額		
基礎控除		5万円	納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
障害者控除	普通	1万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円	
	特別	10万円		老人	10万円	6万円	3万円	
ひとり親控除	父	1万円	配偶者控除	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円	
	母	5万円	特別控除	50万円以上55万円未満	3万円	2万円	1万円	
寡婦控除		1万円	扶養控除	一般	5万円	老人	10万円	
勤労学生控除		1万円		特定	18万円	同居老親等	13万円	

② 配 当 控 除

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		町民税	県民税	町民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

③ 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、(ア)から(イ)を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に町民税は「5分の3」、県民税は「5分の2」を乗じた金額。ただし、居住年が平成26年から令和3年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

(ア) 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年もしくは

平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額

(イ) 前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

種類	説明
特別特例取得	その住宅の取得等が特別特定取得に該当する場合で、当該住宅の取得等に係る契約が次の期間内に締結されているものをいいます（新型コロナ税特法6条の2①、新型コロナ税特例4条の2①）。 （1）新築（注文住宅）の場合 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間 なお、土地の所在地を空欄とした契約（いわゆる「空中契約」）については、後の土地の取得に関する契約の締結日で判断します。 （2）分譲住宅、中古住宅の取得、増改築等の場合 令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間
特例特別特例取得	特別特例取得に該当する場合で、床面積が40平方メートル以上50平方メートル未満の住宅の取得等をいいます（新型コロナ税特法6条の2④、新型コロナ税特例4条の2②）。
特別特定取得	住宅の取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費税額等（消費税額および地方消費税額の合計額。以下同じ。）が、10パーセントの税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。
特例取得	住宅の取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費税額等が、8パーセント、又は10パーセントの税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

※住宅借入金等特別控除の適用を受ける初年度は、必ず弘前税務署での確定申告が必要です。

④ 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

配当割額又は株式譲渡所得割額は、町民税分が5分の3、県民税分が5分の2に分けて控除されます。

⑤ 寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、町民税は6%に相当する金額が控除されます。

(ア) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（「ふるさと納税」はこれに該当します）

(イ) 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金

(ウ) 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

(エ) 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの。

【ふるさと納税を行ったときの控除額】

(ア)の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の2、町民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額が控除されます。（所得割の20%に相当する金額を超えるときはその20%に相当する金額）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割 合	課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割 合
0円以上 195万円以下	84.895%	1,800万円超 4,000万円以下	49.16%
195万円超 330万円以下	79.79%	4,000万円超	44.055%
330万円超 695万円以下	69.58%		
695万円超 900万円以下	66.517%		
900万円超 1,800万円以下	56.307%		
		課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合	90%
		課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合	地方税法に定める割合

～医療費控除を申告する方へ～

医療費控除を受ける場合は、「医療費控除の明細書」を作成し税務署へ提出することになっていますが、医療保険者から交付された医療費通知（（参考）通知の見本）があれば医療費控除の明細書の記載を簡略化でき、相談時間が短縮できます。

医療費通知がない方は、あらかじめ領収書の計算をお願いします。領収書は、受診した方ごとに、医療機関ごと、調剤薬局ごとに仕分け、集計してください。なお、予防接種代や診断書料、病気予防のためのサプリメント代など、治療を目的としないものは医療費控除の対象になりません。

医療費控除の明細書の様式は役場税務課の窓口に用意しています。

申告相談会場でも明細書の様式や電卓の用意はしているため当日に作成できますが、申告時間や皆様の待ち時間短縮のため、事前に作成していただくようお願いします。

また、領収書のほか、医療費通知書をお持ちの方は、医療費控除の明細書と併せて提出をお願いします。

（参考）国民健康保険の医療費通知の見本

郵便はがき	料金後納郵便	つくろう健康 まもろう健康	ご開封前に宛先をご確認ください。	様方様	親展																																	
					国保の医療費のお知らせ																																	
このお知らせは、医療費を納めてもらうためのものではありません。					◆問い合わせ先																																	
令和年月現在、国保に加入している方へ通知しています。					●ご案内は内側にあります。ゆっくりていねいにここからはがしてご覧ください。																																	
<table border="1"><thead><tr><th>令和7年 月に病院等から、市町村または組合に請求され、支払が行われたあなたの世帯の医療費の総額等についてお知らせします。</th><th>診療区分</th><th>医療機関等の名称</th></tr></thead><tbody><tr><td>7.9 大鷲 太郎</td><td>1</td><td>8,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>2,400円</td></tr><tr><td></td><td>1</td><td>6,400円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>1,920円</td></tr><tr><td>7.10 大鷲 太郎</td><td>2</td><td>16,500円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>4,950円</td></tr><tr><td>7.11 大鷲 太郎</td><td>3</td><td>21,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>6,300円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>医療費総額 51,900円</td></tr><tr><td></td><td></td><td>自己負担相当額 15,570円</td></tr></tbody></table>						令和7年 月に病院等から、市町村または組合に請求され、支払が行われたあなたの世帯の医療費の総額等についてお知らせします。	診療区分	医療機関等の名称	7.9 大鷲 太郎	1	8,000円			2,400円		1	6,400円			1,920円	7.10 大鷲 太郎	2	16,500円			4,950円	7.11 大鷲 太郎	3	21,000円			6,300円			医療費総額 51,900円			自己負担相当額 15,570円
令和7年 月に病院等から、市町村または組合に請求され、支払が行われたあなたの世帯の医療費の総額等についてお知らせします。	診療区分	医療機関等の名称																																				
7.9 大鷲 太郎	1	8,000円																																				
		2,400円																																				
	1	6,400円																																				
		1,920円																																				
7.10 大鷲 太郎	2	16,500円																																				
		4,950円																																				
7.11 大鷲 太郎	3	21,000円																																				
		6,300円																																				
		医療費総額 51,900円																																				
		自己負担相当額 15,570円																																				
<p>上記のように、「上段の医療費総額」と「下段の自己負担相当額」をそれぞれ足しておくと、医療費控除の明細書の作成がスムーズに行えます。</p> <p>(上段と下段で分かれているので、計算間違いにご注意ください。)</p>																																						
<p>1. 「医療費総額」欄は、窓口支払金額と市町村または組合の負担分の合計額です。 (入院料の食事・生活療養費に算入した額を含む。) なお、併用給付の対象となるない医療費（診断書料等）は含まれておりません。</p> <p>2. 「自己負担相当額」欄は、入院料の食事・生活療養費に算入した額が含まれれます。</p> <p>3. 「診療区分」欄の、「医科」とは「医科」以外の「病院・診療所」、「親類」とは「親類」、「配偶」とは「配偶者」、「被扶養者」とは「扶養者」、「勤間」とは「訪問看護ステーション等」のことです。また、「医科」以外は、入院・通院表示はしておりません。</p> <p>4. システムの都合上、次の事項をご丁寧ください。 ①氏名がカタカナで記載される場合があります。②氏名等が最後まで印字されない場合があります。③記載されない勤間分がある場合はあります。④姓に記載の診療単月に病院等を受診された方には、国保を脱退した後であっても通知されます。</p>																																						

（参考）後期高齢者医療保険の医療費通知の見本

医療費通知書						
広域連合では、被保険者の皆様に医療費に対する認識と理解を深めて頂くことを目的として、 年一回、1年分の医療費を記載した医療費通知書を送付しています。						
なお、この通知書は、医療費控除の申告手続で医療費の明細書として使用することができます。						
No	受診年月	医療機関等名称	診療区分	日数	医療費総額	自己負担相当額
1	07.9	○○○整形外科	医科外来	1日	8,000円	2,400円
2	07.9	△△△薬局	調剤	1日	18,000円	5,400円
3	07.10	○△△歯科医院	歯科外来	2日	6,600円	1,980円
4	07.11	○△○眼科	医科外来	3日	23,000円	6,900円
5						
6						
7						
8						
9						
10						
※						

※上記のほか、勤務先で加入している健康保険の医療費明細書もあります。

※申告時の提出資料としてご使用ください。

○ 農業所得の計算

りんごの収入	令和7年産(イ～チの合計) 1	円
	令和6年産仮渡精算額 2	円
	令和6年産仮渡額 3	円
	令和7年産仮渡額 4	円
	家事消費の計 5	円
	雑収入の計 6	円
	計(1+2+3+4+5+6) 7	円
	米、野菜等の収入金額 8	円
	農業収入の計(7+8) 9	円
	経費の合計(経費合計④) 10	円
	収入(9) - 経費(10) 11	円
	専従者控除の合計 12	円
	農業所得(11 - 12)	円

○ 農業(りんご) 収入の内訳 (作付面積 a)

令和7年産 精算済額	令和7年産販売先別内訳	数量	販売金額
	農協()イ	箱	円
	市場()ロ	箱	円
	仲買()ハ	箱	円
	商店()ニ	箱	円
	加工用()ホ	箱	円
	在庫へ	箱	円
	ト	箱	円
	チ	箱	円
	イ～チの合計	箱	円
	令和6年産仮渡精算額	箱	円
	棚卸高 令和6年産仮渡額	箱	円
家事消費	令和7年産仮渡額	箱	円
	自家用	箱	円
	加工用	箱	円
	贈答用	箱	円
	その他の家事消費の合計	箱	円
雑収入	中山間支払交付金	円	円
	農業次世代人材投資資金	円	円
		円	円
		円	円
	雑収入の合計	円	円

○ 農業(米、野菜等) 収入の内訳

農作物の種類等	作付面積	数量	販売金額
米	a	袋	円
米(自家用)	a	袋	円
トマト	a	kg	円
メロン	a	kg	円
	a	kg	円
	a	kg	円
合計			円

○ 経費の計算

経費の科目	金額	経費の科目	金額	経費の科目	金額
租税公課	円	通信費	円	種苗費	円
地代家賃	円	広告宣伝費	円	肥料費	円
外注工賃	円	接待交際費	円	農具費	円
給料賃金	円	消耗品費	円	農薬衛生費	円
福利厚生費	円	修繕費	円	農業共済費	円
貸倒り金	円	作業衣料費	円	荷造運賃手数料	円
利子割引料	円	光熱水費	円	土地改良費	円
損害保険料	円	動力光熱費	円	雜費	円
旅費交通費	円	諸材料費	円	減価償却費	円
経費小計	円	経費小計	円	経費小計	円
				経費合計④	円

○ 専従者控除の内訳

専従者氏名	申告者との続柄	控除額
		円
		円
		円

※専従者控除の上限

次の①か②のいずれか少ない方の金額

① 配偶者は86万円、配偶者以外は50万円

② (専従者控除前の所得) ÷ (専従者数+1)

○ 減価償却の内訳 ※取得価格が10万円以上の農機具等は減価償却します。

減価償却資産の名称	数量	取得年月日	取得価格	耐用年数	事業専用割合	本年経費算入額	未償却残高
			円	年	%	円	円
			円	年	%	円	円
			円	年	%	円	円
			円	年	%	円	円
			円	年	%	円	円
減価償却費の合計						円	

6 給与所得の内訳 (日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は) (記入してください)

記入して下さい。		勤務日数	月収
月	日給		
1	円		円
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞与等			円
合計			
法人番号又は 所 在 地			
勤務先名			
電 話 番 号			

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び 「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

8 配当所得に関する事項

支払者に係る事項	支払者の「名称」及び 「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・		
		・		
		・		

9 雜所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	支払者の「名称」及び 「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)	
総合譲渡	短期	円	円	円	円	イ	円
	長期					ロ	
	一時					ハ	

右上のイの金額を表面のコに、口の金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。
右のニの金額を表面の⑪の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

1. 年度別就業履歴に関する事項											
1	フリ ガナ	統柄		生年 月日	明・大・昭 平・令			専従者給与 (控除)額			
	氏名							従事 月数			
2	個人 番号										
	フリ ガナ	統柄		生年 月日	明・大・昭 平・令			専従者給与 (控除)額			
3	氏名							従事 月数			
3	個人 番号										
	フリ ガナ	統柄		生年 月日	明・大・昭 平・令			専従者給与 (控除)額			
	氏名							従事 月数			
	個人 番号										
所得税における青色申告の承認の有無					承認あり・承認なし			合計 額			

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額	円
損益通算の特例適用前の不動産所得		円
事業用資産の種類		
資産の譲渡損失など	損失額、被災損失額(白)	円
前年中の開廃業	開始・廃止 月 日	

12 別居の扶養親族等に関する事項

14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	
条例指定分	都道府県 市区町村

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

15 所得金額調整控除に関する事項

令和8年度 大鷁町町民税・県民税 申告書

大鷁町長 殿			現住所				個人番号	整理番号
			1月1日現在の住所					業種又は職業
提出年月日 年 月 日			フリガナ				電話番号	
			氏名				世帯主の氏名	
			生年月日 明・大・昭 平・令	世帯主の氏名	統括			

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料控除	社会保険の種類			支払った保険料		
				円		
生命保険料控除	合計					
	新生命保険料の計			旧生命保険料の計		
地震保険料控除	新個人年金保険料の計			旧個人年金保険料の計		
	介護医療保険料の計			円		
地震保険料の計			旧長期損害保険料の計			
円			円			
⑦～⑨寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑩□寡婦控除 (□死別 □生死不明) □離婚 □未帰還	⑪□ひとり親控除	⑫□勤労学生控除 (学校名)			
障害者控除	フリガナ 氏名	個人番号	障害の程度	級度		
	フリガナ 氏名	個人番号	障害の程度	級度		
⑭～⑯配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	⑬フリガナ 氏名	生年月日 明・大・昭 平・令	円			
⑰扶養控除・特定親族特別控除	⑭フリガナ 氏名	配偶者の合計所得金額	円			
1	フリガナ 氏名	生年月日 明・大・昭 平・令	同居・別居の区分	□ 同居 □ 別居	統柄	
2	フリガナ 氏名	生年月日 明・大・昭 平・令	同居・別居の区分	□ 同居 □ 別居	統柄	
3	フリガナ 氏名	生年月日 明・大・昭 平・令	同居・別居の区分	□ 同居 □ 別居	統柄	
4	フリガナ 氏名	生年月日 明・大・昭 平・令	同居・別居の区分	□ 同居 □ 別居	統柄	

当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。

16歳未満の扶養親族(控除対象外)	1	フリガナ 氏名	生年月日 平・令	同居・別居の区分	□ 同居 □ 別居	統柄
	2	フリガナ 氏名	生年月日 平・令	同居・別居の区分	□ 同居 □ 別居	統柄
3	フリガナ 氏名	生年月日 平・令	同居・別居の区分	□ 同居 □ 別居	統柄	

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

⑯損失控除	損失の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
⑰医療費控除	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	円	円	円
支払った医療費等		保険金などで補填される金額	円

1 収 入 金 額 等	営業等	ア	円
	農業	イ	
	不動産	ウ	
	利子	エ	
	配当	オ	
	給与	カ	
	公的年金等	キ	
	業務	ク	
	その他	ケ	
	短期	コ	
2 所 得 金 額	長期	サ	
	一時	シ	
	営業等	①	
	農業	②	
	不動産	③	
4 所 得 か ら 差 し 引 か れ る 金 額	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	
	公的年金等	⑦	
	業務	⑧	
所得から差し引かれる金額	その他	⑨	
	合計 (⑦+⑧+⑨)	⑩	
	総合譲渡・一時	⑪	
	合計	⑫	
	社会保険料控除	⑬	
5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納稅方法	小規模企業共済等掛金控除	⑭	
	生命保険料控除	⑮	
	地震保険料控除	⑯	
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑲	
	勤労学生、障害者控除	⑲～⑳	
	配偶者特別控除	㉑～㉒	
	扶養控除	㉓	
	特定親族特別控除	㉔	
	基礎控除	㉕	
	⑯から㉖までの計	㉖	
6 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納稅方法	雑損控除	㉗	
	医療費控除	㉘	
	合計 (㉖+㉗+㉘)	㉙	
	「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。		

地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納稅方法

- 給与から差引き(特別徴収)
- 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。